

岩手県地域防災計画（本編）
新旧対照表（案）

目 次

第1章 総則

第2節 県民の責務	1
第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第5節 県土の概況	5

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	6
第2節 自主防災組織等育成計画	7
第3節 防災訓練計画	8
第4節 気象業務整備計画	9
第5節 避難対策計画	11
第6節 災害時要援護者の安全確保計画	15
第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画	18
第13節 水害予防計画	19
第14節 雪害予防計画	21
第15節 津波・高潮災害予防計画	22
第16節 土砂災害予防計画	23
第21節 災害対策基金確保計画	25
第22節 防災ボランティア育成計画	26
第23節 事業継続対策計画	27

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	29
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	46
第3節 通信情報計画	60
第4節 情報の収集・伝達計画	61
第5節 広報広聴計画	65
第6節 交通確保・輸送計画	67
第10節 県、市町村等応援協力計画	69
第11節 自衛隊災害派遣要請計画	73
第14節 災害救助法の適用計画	77
第15節 避難・救出計画	82
第16節 医療・保健計画	92
第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	94
第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	96
第24節 応急対策要員確保計画	94
第25節 文教対策計画	99
第28節 ライフライン施設応急対策計画	100
第32節 防災ヘリコプター等活動計画	101

第4章 災害復旧・復興計画

第2節 生活の安定確保計画	102
第3節 復興計画の作成	104

(下線の部分は修正部分)

本編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-1	<p style="text-align: center;">第2節 県民の責務</p> <p>県民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」(平成22年岩手県条例第49号)第4条に規定する県民の責務その他法令又はこの計画若しくは当該市町村の地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。</p> <p>また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、<u>災害時要援護者</u>等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。</p> <p>[みんなで取り組む防災活動促進条例 資料編5-1]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 県民の責務</p> <p>県民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」(平成22年岩手県条例第49号)第4条に規定する県民の責務その他法令又はこの計画若しくは当該市町村の地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。</p> <p>また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、<u>要配慮者</u>等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。</p> <p>[みんなで取り組む防災活動促進条例 資料編5-1]</p>
修正理由	災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案																
1-1-3	第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1 [略]	第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1 [略]																
1-1-4	2 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="268 439 823 936"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) <u>生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の安定的供給 の確保に関すること。</u> (2) <u>被災商工業者に対する 支援に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東北経済産業局	(1) <u>生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の安定的供給 の確保に関すること。</u> (2) <u>被災商工業者に対する 支援に関すること。</u>	[略]		2 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="879 439 1434 936"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) <u>工業用水道の応急・復旧 対策に関すること。</u> (2) <u>災害時における復旧用 資機材、生活必需品及び燃 料等の需給に関すること。</u> (3) <u>産業被害状況の把握及 び被災事業者等への支援に 関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東北経済産業局	(1) <u>工業用水道の応急・復旧 対策に関すること。</u> (2) <u>災害時における復旧用 資機材、生活必需品及び燃 料等の需給に関すること。</u> (3) <u>産業被害状況の把握及 び被災事業者等への支援に 関すること。</u>	[略]	
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
東北経済産業局	(1) <u>生活必需品、復旧資材等 防災関係物資の安定的供給 の確保に関すること。</u> (2) <u>被災商工業者に対する 支援に関すること。</u>																	
[略]																		
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
東北経済産業局	(1) <u>工業用水道の応急・復旧 対策に関すること。</u> (2) <u>災害時における復旧用 資機材、生活必需品及び燃 料等の需給に関すること。</u> (3) <u>産業被害状況の把握及 び被災事業者等への支援に 関すること。</u>																	
[略]																		
1-1-5	<table border="1" data-bbox="268 981 823 1973"> <tbody> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>(1) <u>鉄道、自動車等の安全運 行の確保</u>に関すること。 (2) <u>緊急輸送、代替輸送 に対 する指導</u> 及び支援に関する こと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台 〔盛岡地方気象 台〕</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっ ては、発生した断層運動に よる地震動に限る。）及び水 象の予報及び警報・注意報 並びに台風、大雨、竜巻等 突風に関する情報等の適 時・的確な防災機関への伝 達、並びにこれらの機関や 報道機関を通じた住民への 周知に関すること。 (4)～(7) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北運輸局	(1) <u>鉄道、自動車等の安全運 行の確保</u> に関すること。 (2) <u>緊急輸送、代替輸送 に対 する指導</u> 及び支援に関する こと。	[略]		仙台管区气象台 〔盛岡地方気象 台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっ ては、発生した断層運動に よる地震動に限る。）及び水 象の予報及び警報・注意報 並びに台風、大雨、竜巻等 突風に関する情報等の適 時・的確な防災機関への伝 達、並びにこれらの機関や 報道機関を通じた住民への 周知に関すること。 (4)～(7) [略]	[略]		<table border="1" data-bbox="879 981 1434 1973"> <tbody> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>(1) <u>交通施設等の被害、公共 交通機関の運行及び運航の 状況等に関する情報収集及 び伝達</u> に関すること。 (2) <u>緊急輸送、代替輸送 に おける関係事業者等への指 導・調整</u> 及び支援に関する こと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台 〔盛岡地方気象 台〕</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっ ては、発生した断層運動に よる地震動に限る。）及び水 象の予報及び <u>特別警報・ 警報・注意報</u>並びに台風、 大雨、竜巻等突風に関する 情報等の適時・的確な防災 機関への伝達並びにこれら の機関や報道機関を通じた 住民への周知に関するこ と。 (4)～(7) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北運輸局	(1) <u>交通施設等の被害、公共 交通機関の運行及び運航の 状況等に関する情報収集及 び伝達</u> に関すること。 (2) <u>緊急輸送、代替輸送 に おける関係事業者等への指 導・調整</u> 及び支援に関する こと。	[略]		仙台管区气象台 〔盛岡地方気象 台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっ ては、発生した断層運動に よる地震動に限る。）及び水 象の予報及び <u>特別警報・ 警報・注意報</u> 並びに台風、 大雨、竜巻等突風に関する 情報等の適時・的確な防災 機関への伝達並びにこれら の機関や報道機関を通じた 住民への周知に関するこ と。 (4)～(7) [略]	[略]	
東北運輸局	(1) <u>鉄道、自動車等の安全運 行の確保</u> に関すること。 (2) <u>緊急輸送、代替輸送 に対 する指導</u> 及び支援に関する こと。																	
[略]																		
仙台管区气象台 〔盛岡地方気象 台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっ ては、発生した断層運動に よる地震動に限る。）及び水 象の予報及び警報・注意報 並びに台風、大雨、竜巻等 突風に関する情報等の適 時・的確な防災機関への伝 達、並びにこれらの機関や 報道機関を通じた住民への 周知に関すること。 (4)～(7) [略]																	
[略]																		
東北運輸局	(1) <u>交通施設等の被害、公共 交通機関の運行及び運航の 状況等に関する情報収集及 び伝達</u> に関すること。 (2) <u>緊急輸送、代替輸送 に おける関係事業者等への指 導・調整</u> 及び支援に関する こと。																	
[略]																		
仙台管区气象台 〔盛岡地方気象 台〕	(1)・(2) [略] (3) 気象、地象（地震にあっ ては、発生した断層運動に よる地震動に限る。）及び水 象の予報及び <u>特別警報・ 警報・注意報</u> 並びに台風、 大雨、竜巻等突風に関する 情報等の適時・的確な防災 機関への伝達並びにこれら の機関や報道機関を通じた 住民への周知に関するこ と。 (4)～(7) [略]																	
[略]																		
	3 [略]	3 [略]																

4 指定公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	[略]
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ KDDI (株)	[略]
日本通運(株)盛岡支店	[略]
[略]	[略]

5 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	[略]
(社)岩手県トラック協会	[略]
(社)岩手県バス協会 [略]	[略]
[略]	[略]
(社)岩手県高圧ガス保安協 会 [略]	[略]
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	[略]

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
社会福祉 法人岩手 県社会福 祉協議会	(1) [略]
[略]	[略]

4 指定公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	[略]
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム</u> (株) (株)NTTドコモ KDDI (株) <u>ソフトバンクモバイル</u> (株)	[略]
日本通運(株)盛岡支店 <u>北東北福山通運(株)盛岡</u> <u>支店</u> <u>佐川急便(株)岩手支店</u> <u>ヤマト運輸(株)盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸(株)</u>	[略]
[略]	[略]

5 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
[略]	[略]
(公社)岩手県トラック協 会 (公社)岩手県バス協会 [略]	[略]
[略]	[略]
(一社)岩手県高圧ガス保 安協会 [略]	[略]
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	[略]

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
社会福祉 法人岩手 県社会福 祉協議会	(1) [略] (2) <u>岩手県災害派遣福祉チー ムの派遣調整に関すること。</u>
[略]	[略]

修正理由	<ul style="list-style-type: none">○ 指定地方行政機関の業務の大綱について、表現の見直しを行うもの○ 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正を行うもの○ 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の業務の大綱として、岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関することを追加するもの○ その他所要の整備をするもの
------	---

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-1-9</p> <p>1-1-10</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 県土の概況</p> <p>4 気候</p> <p>(1) 気候型と岩手県の気候区分</p> <p>気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したものが気候区分である。気候型は種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、大陸気候、地形によって内陸気候、盆地気候、海拔高度によって高原気候、山岳気候等に分類されるが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけである。日本の気候型は温帯気候（亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ）、海洋気候を基本としているが緯度地形、海拔高度等により一般には次の 5 気候区に大別される。</p> <p>太平洋側型（東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型）</p> <p>日本海側型（オホーツク海型、東北北海道型、北陸山陰型）</p> <p>南海型（九州東部型、四国紀伊南部型）</p> <p>瀬戸内型（瀬戸内海面地域）</p> <p>九州型（主に九州西部）</p> <p>このような気候型に分ければ、岩手県の気候は太平洋側型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、<u>常盤地域</u>とは緯度的にかなり違っており、また親潮寒流の影響を長期間受けることなどから考えて、太平洋側型の三陸型として別個に扱われるべきと考えられる。また、西部山沿いの地帯の気候は冬期に雪の多いこと、梅雨期に雨の多いことなどから日本海側型のうち東北北海道型に属する。更に地形、海岸距離、海拔高度などを考慮すれば、沿岸地方、北上山地、内陸平野部、西部山沿地帯に区分できる。</p> <p>各地区の気候の特徴は次のとおりである。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 県土の概況</p> <p>4 気候</p> <p>(1) 気候型と岩手県の気候区分</p> <p>気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したものが気候区分である。気候型は種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、大陸気候、地形によって内陸気候、盆地気候、海拔高度によって高原気候、山岳気候等に分類されるが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけである。日本の気候型は温帯気候（亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ）、海洋気候を基本としているが緯度地形、海拔高度等により一般には次の 5 気候区に大別される。</p> <p>太平洋側型（東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型）</p> <p>日本海側型（オホーツク海型、東北北海道型、北陸山陰型）</p> <p>南海型（九州東部型、四国紀伊南部型）</p> <p>瀬戸内型（瀬戸内海面地域）</p> <p>九州型（主に九州西部）</p> <p>このような気候型に分ければ、岩手県の気候は太平洋側型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、<u>常磐地域</u>とは緯度的にかなり違っており、また親潮寒流の影響を長期間受けることなどから考えて、太平洋側型の三陸型として別個に扱われるべきと考えられる。また、西部山沿いの地帯の気候は冬期に雪の多いこと、梅雨期に雨の多いことなどから日本海側型のうち東北北海道型に属する。更に地形、海岸距離、海拔高度などを考慮すれば、沿岸地方、北上山地、内陸平野部、西部山沿地帯に区分できる。</p> <p>各地区の気候の特徴は次のとおりである。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の <u>災害時要援護者</u> に十分配慮するとともに、地域において <u>災害時要援護者</u> を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識 <u>の普及に努める</u>。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の <u>要配慮者</u> に十分配慮するとともに、地域において <u>要配慮者</u> を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 防災関係機関は、<u>防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら</u>、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ <u>家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。</u></p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識 <u>を整理するとともに、その普及に努める</u>。</p> <p>4～6 [略]</p>
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ 防災知識の普及に係る防災士等との連携について規定するもの</p> <p>○ 防災知識の普及活動に係る重点事項として、家庭動物との同行避難等の方法を追加するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-4	<p>第2節 <u>自主防災組織等育成計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県及び市町村は、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。 ○ [略] <p>(2) [略]</p> <p>第3 [略]</p>	<p>第2節 <u>地域防災活動活性化計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>市町村は、市町村内の一定の地区内の住民等から市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県及び市町村は、<u>防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。</u> ○ [略] <p>(2) [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p><u>第4 住民等による地区内の防災活動の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。</u> ○ <u>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、当該地区の市町村と連携する。</u> ○ <u>市町村は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。</u> ○ <u>市町村は、計画提案の制度について、その普及に努める。</u>
1-2-5		
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、地区防災計画について県地域防災計画に位置付けるとともに、住民等による地区内の防災活動の推進について規定するもの ○ 自主防災組織の育成に係る防災士等との連携について規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-6	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～エ [略] オ 災害時要援護者を対象とした訓練の実施 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、<u>災害時要援護者</u>を対象とした訓練を実施する。 カ～ケ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～エ [略] オ 要配慮者を対象とした訓練の実施 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、<u>要配慮者</u>を対象とした訓練を実施する。 カ～ケ [略]</p>
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																														
1-2-8	<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実 (1)～(4) [略] (5) 地震・津波観測施設</p> <table border="1" data-bbox="277 573 815 1077"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]			震度観測点	[略]		[略]			<p style="text-align: center;">第4節 気象業務整備計画</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実 (1)～(4) [略] (5) 地震・津波観測施設</p> <table border="1" data-bbox="885 573 1423 1077"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巨大津波観測計</td> <td>3</td> <td>宮古、大船渡、久慈港</td> </tr> <tr> <td>沖合水圧計（ブイ式海底津波計）</td> <td>3</td> <td>岩手沖 380 k m、岩手沖 320 k m、宮城沖 350 k m</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]			震度観測点	[略]		巨大津波観測計	3	宮古、大船渡、久慈港	沖合水圧計（ブイ式海底津波計）	3	岩手沖 380 k m、岩手沖 320 k m、宮城沖 350 k m	[略]		
施設名	箇所数	設置場所																														
[略]																																
震度観測点	[略]																															
[略]																																
施設名	箇所数	設置場所																														
[略]																																
震度観測点	[略]																															
巨大津波観測計	3	宮古、大船渡、久慈港																														
沖合水圧計（ブイ式海底津波計）	3	岩手沖 380 k m、岩手沖 320 k m、宮城沖 350 k m																														
[略]																																
1-2-9	<p style="text-align: center;">（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）</p> <table border="1" data-bbox="272 1211 818 1709"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計	[略]	<p style="text-align: center;">（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）</p> <table border="1" data-bbox="880 1211 1426 1709"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>驗潮所</td> <td>1</td> <td>第二管区海上保安本部</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計	[略]	驗潮所	1	第二管区海上保安本部									
施設等名	箇所数	設置機関																														
[略]																																
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	[略]																														
施設等名	箇所数	設置機関																														
[略]																																
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	[略]																														
驗潮所	1	第二管区海上保安本部																														
1-2-10	<p>(6)・(7) [略]</p> <p>第4 防災に関する知識の普及、意識の啓発</p> <p>○ 盛岡地方气象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、<u>防災関係機関、報道機関のほか、関連学会など専門知識を有する団体等と協力し、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発の充実・強化</u>を図り、住民の防災活動を促進する。</p>	<p>(6)・(7) [略]</p> <p>第4 防災に関する知識の普及啓発の実施</p> <p>○ 盛岡地方气象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、<u>関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等</u>を図り、住民の防災活動を促進する。</p>																														

	<p>ア 平常時から <u>パンフレット等の印刷物</u> の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の <u>普及・啓発</u>、防災気象情報の利活用の促進等を図る。</p> <p>イ 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、<u>高齢者、障がい者、外国人など災害時要援護者</u> に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。</p>	<p>ア 平常時から <u>パンフレットや映像教材等の広報資料</u> の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の <u>普及啓発</u>、防災気象情報の利活用の促進等を図る。</p> <p>イ 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、<u>要配慮者や一時滞在者</u> に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。</p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波観測施設等について見直しを行うもの ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																
1-2-13	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p style="padding-left: 2em;">〔市町村における避難所の指定状況 資料編2-5-1〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者等</u>に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">イ～オ [略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">カ <u>災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）</u>に対する救援措置</td> <td style="padding: 5px;">①～③ [略] ④ 平常時からの関係機関による<u>災害時要援護者情報</u>の収集・共有 ⑤・⑥ [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">キ～ケ [略]</td> </tr> </table>	ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 <u>災害時要援護者等</u> に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法		イ～オ [略]		カ <u>災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）</u> に対する救援措置	①～③ [略] ④ 平常時からの関係機関による <u>災害時要援護者情報</u> の収集・共有 ⑤・⑥ [略]	キ～ケ [略]		<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <p style="padding-left: 2em;">〔市町村における避難所の指定状況 資料編2-5-1〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者等</u>に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">イ～オ [略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">カ <u>避難行動要支援者</u>に対する救援措置</td> <td style="padding: 5px;">①～③ [略] ④ 平常時からの関係機関による<u>避難行動要支援者情報</u>の収集・共有 ⑤・⑥ [略] ⑦ <u>避難場所から避難所への移送手段</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">キ～ケ [略]</td> </tr> </table>	ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 <u>避難行動要支援者等</u> に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法		イ～オ [略]		カ <u>避難行動要支援者</u> に対する救援措置	①～③ [略] ④ 平常時からの関係機関による <u>避難行動要支援者情報</u> の収集・共有 ⑤・⑥ [略] ⑦ <u>避難場所から避難所への移送手段</u>	キ～ケ [略]	
ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 <u>災害時要援護者等</u> に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法																		
イ～オ [略]																		
カ <u>災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）</u> に対する救援措置	①～③ [略] ④ 平常時からの関係機関による <u>災害時要援護者情報</u> の収集・共有 ⑤・⑥ [略]																	
キ～ケ [略]																		
ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 <u>避難行動要支援者等</u> に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法																		
イ～オ [略]																		
カ <u>避難行動要支援者</u> に対する救援措置	①～③ [略] ④ 平常時からの関係機関による <u>避難行動要支援者情報</u> の収集・共有 ⑤・⑥ [略] ⑦ <u>避難場所から避難所への移送手段</u>																	
キ～ケ [略]																		
1-2-14	<p>○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から<u>災害時要援護者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、<u>災害時要援護者</u>の避難支援の体制を整備し、<u>災害時要援護者情報</u>の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難手段は、原則として徒歩によるものと</p>	<p>○ 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から<u>避難行動要支援者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援の体制を整備し、<u>避難行動要支援者情報</u>の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。</p> <p>○ 市町村は、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」を参考に<u>避難勧告及び避難指示の具体的な基準を策定する。</u></p> <p>○ [略]</p>																

する。ただし、避難所までの距離や 災害時
要援護者 の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

○ [略]

1-2-15

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

[略]	
避難所 (<u>収容施設</u>)	<p>ア 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあっては、災害に強いものであること。</p> <p><u>イ 避難者が、速やかに避難できる場所にあること。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p>

○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や 避難行動要支援者 の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

○ [略]

○ 避難計画の作成に当たっては、避難勧告又は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

[略]	
避難所	<p>ア <u>被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</u></p> <p><u>エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p><u>キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの</u></p>

1-2-16	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">オ [略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">ア～カ [略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">キ 高齢者、障がい者等の <u>災害時要援護者</u>に配慮した環境の整備</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">ク・ケ [略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>		オ [略]	ア～カ [略]		キ 高齢者、障がい者等の <u>災害時要援護者</u> に配慮した環境の整備		ク・ケ [略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">ク [略]</td> </tr> </table> <p>○ <u>市町村は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。</u></p> <p>○ <u>市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>○ 市町村は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">ア～カ [略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">キ 高齢者、障がい者等の <u>要配慮者</u>に配慮した環境の整備</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">ク・ケ [略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>第4 避難所の運営体制等の整備</p> <p>○ <u>市町村は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成するとともに、その内容について住民への普及啓発に努める。</u></p> <p>○ <u>県は、避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市町村のマニュアル等の作成を支援する。</u></p> <p>第5 避難行動要支援者名簿</p> <p>○ <u>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</u></p> <p>○ <u>市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。</u></p> <p>○ <u>市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市町村地域防災計画において概ね次の事項を定める。</u></p> <p>ア <u>避難支援関係者となる者</u></p> <p>イ <u>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</u></p> <p>ウ <u>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p>エ <u>名簿の更新に関する事項</u></p> <p>オ <u>名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止</u></p>		ク [略]	ア～カ [略]		キ 高齢者、障がい者等の <u>要配慮者</u> に配慮した環境の整備		ク・ケ [略]	
		オ [略]																
ア～カ [略]																		
キ 高齢者、障がい者等の <u>災害時要援護者</u> に配慮した環境の整備																		
ク・ケ [略]																		
	ク [略]																	
ア～カ [略]																		
キ 高齢者、障がい者等の <u>要配慮者</u> に配慮した環境の整備																		
ク・ケ [略]																		

<p>1-2-17</p>	<p><u>第4</u> [略]</p> <p><u>第5</u> [略]</p>	<p>するために講ずる措置</p> <p><u>カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難勧告等における情報伝達上の配慮</u></p> <p><u>キ 避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p>○ <u>市町村は、市町村地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>第6</u> [略]</p> <p><u>第7</u> [略]</p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 市町村による避難勧告等の具体的な基準の策定について規定するもの ○ 市町村は、避難計画の作成に当たって、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整えることとするもの ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、避難所の整備に係る留意事項を見直すもの ○ 福祉避難所の指定について規定するもの ○ 学校を避難所として指定する場合の配慮について規定するもの ○ 市町村による避難所運営マニュアルの作成及び県による作成の支援について規定するもの ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成等について規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-21	<p>第6節 <u>災害時要援護者</u>の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、<u>災害時要援護者関係団体</u>、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、<u>高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者</u>（以下、本節中「<u>要援護者</u>」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」を参考にした <u>要援護者</u> の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び <u>災害時要援護者避難支援計画</u> 等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で <u>要援護者</u> の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 <u>要援護者</u>の実態把握</p> <p>○ 市町村は、<u>要援護者</u>に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、<u>災害時要援護者名簿</u>を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの <u>要援護者</u> に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>○ 県は、避難支援プラン及び <u>要援護者情報</u> を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。</p> <p>○ 国、県及び市町村は、<u>要援護者情報</u> の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取</p>	<p>第6節 <u>要配慮者</u>の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、<u>要配慮者関係団体</u>、介護保険事業者、在宅医療提供者、 社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、 <u>要配慮者</u> の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を参考にした <u>避難行動要支援者</u> の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び <u>避難行動要支援者避難支援計画</u> 等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で <u>要配慮者</u> の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 <u>避難行動要支援者</u>の実態把握</p> <p>○ 市町村は、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報 （住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、<u>避難行動要支援者名簿</u>を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの <u>避難行動要支援者</u> に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>○ 県は、避難支援プラン及び <u>避難行動要支援者情報</u> を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。</p> <p>○ 国、県及び市町村は、<u>避難行動要支援者情</u></p>

組を進める。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- 要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要援護者への避難支援対策に対応した避難準備（要援護者避難）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- [略]
- 市町村は、平常時から 要援護者 と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

1-2-22

3 避難誘導

- 市町村は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、要援護者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- 市町村は、関係機関と連携し、避難所における 要援護者 支援窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、要援護者 避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- 避難所においては、要援護者 の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。
- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対する災害時に派遣可能な職員数の登録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協力協定の締結等により、災害時における介護職員等の派遣体制の整備に努める。

報」の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難準備（避難行動要支援者避難）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- [略]
- 市町村は、平常時から 避難行動要支援者 と

接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

3 避難誘導

- 市町村は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- 市町村は、関係機関と連携し、避難所における 要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れ など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- 避難所においては、要配慮者 の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

	<p>5 [略]</p> <p>6 <u>要援護者</u>に配慮した防災訓練等の実施について</p> <p>○ 県及び市町村は、地域において <u>要援護者</u>を支援する体制を確認するなど、<u>要援護者</u>に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。</p> <p>7 [略]</p>	<p>○ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対する災害時に派遣可能な職員数の登録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協力協定の締結等により、<u>岩手県災害派遣福祉チーム</u>の設置を含めて、災害時における介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>要配慮者</u>に配慮した防災訓練等の実施について</p> <p>○ 県及び市町村は、地域において <u>要配慮者</u>を支援する体制を確認するなど、<u>要配慮者</u>に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。</p> <p>7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ 岩手県災害派遣福祉チームについて県地域防災計画に位置づけを行うもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-24	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第2 県及び市町村の役割</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の <u>災害時要援護者</u> に配慮する。 ○ [略] 	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第2 県及び市町村の役割</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の <u>要配慮者</u> に配慮する。 ○ [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-45	<p style="text-align: center;">第13節 <u>水害予防計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第13節 <u>風水害予防計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>県、市町村その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</u></p>
1-2-47	<p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項 <u>並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地</u> について定める。</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画において、<u>浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を</u> 定める。</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水</p>	<p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画において、<u>浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法</u> について 定める。</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置</p>

	<p>ハザードマップ等) の配布その他の必要な措置を講じる。</p>	<p>を講じる。 <u>〔浸水想定区域図一覧 資料編2-13-13〕</u></p> <p>第11 風害予防の普及啓発</p> <p><u>○ 県、市町村その他の防災関係機関は、頻発する竜巻災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</u></p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関による風害対策等についての普及啓発について規定するもの ○ 災害対策基本法及び水防法の一部改正に伴い、所要の修正をするもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																
<p>1-2-48</p> <p>1-2-49</p>	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 凍雪害防止対策</p> <p>○ 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。</p> <p>(県管理道路における事業)</p> <table border="1" data-bbox="272 705 823 846"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凍雪害対策事業</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>2-14-4 2-14-9</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	資料編	凍雪害対策事業	[略]		2-14-4 2-14-9	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 凍雪害防止対策</p> <p>○ 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。</p> <p>(県管理道路における事業)</p> <table border="1" data-bbox="880 705 1431 846"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凍雪害対策事業</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>2-14-4</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	資料編	凍雪害対策事業	[略]		2-14-4
事業名	施行箇所	施行年度	資料編															
凍雪害対策事業	[略]		2-14-4 2-14-9															
事業名	施行箇所	施行年度	資料編															
凍雪害対策事業	[略]		2-14-4															
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の整備をするもの</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案																																						
1-2-51	<p style="text-align: center;">第15節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第2 津波、高潮災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波、高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。</p> <table border="1" data-bbox="272 528 823 1025"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策</td> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> <td rowspan="3">2-15-4</td> </tr> <tr> <td>侵食対策</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編	高潮対策	[略]			2-15-4	侵食対策				津波・高潮危機管理対策緊急事業				<p style="text-align: center;">第15節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第2 津波、高潮災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波<u>及び</u>高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。</p> <table border="1" data-bbox="880 528 1431 1025"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策</td> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> <td>2-15-4</td> </tr> <tr> <td>侵食対策</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td><u>2-15-5</u></td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td><u>2-15-6</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編	高潮対策	[略]			2-15-4	侵食対策				<u>2-15-5</u>	津波・高潮危機管理対策緊急事業				<u>2-15-6</u>
事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編																																				
高潮対策	[略]			2-15-4																																				
侵食対策																																								
津波・高潮危機管理対策緊急事業																																								
事業名	施行箇所	施行年度	所管	資料編																																				
高潮対策	[略]			2-15-4																																				
侵食対策				<u>2-15-5</u>																																				
津波・高潮危機管理対策緊急事業				<u>2-15-6</u>																																				
修正理由	○ 所要の整備をするもの																																							

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-53	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 事業の実施に当たっては、<u>災害時要援護者施設</u>や避難所がある等、<u>緊急性の高い箇所を重点的に対策工事を進める。</u></p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画に、当該 <u>計画区域</u> ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。</p> <p>○ [略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨による土砂災害の <u>発生するおそれ</u>が高まった時に、市町村長が <u>発令する避難勧告等</u>の判断の<u>支援</u>や住民の自主避難の参考となるよう、県と <u>気象台</u>が共同で <u>土砂災害警戒情報を</u>発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p><u>発表基準は、大雨警報発表中</u>において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に <u>基づいて5kmメッシュごとの監視基準</u>（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と <u>気象台が協議のうえ</u>、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>なお</u>、地震等で現状の基準を見直す必要がある <u>と考えられた</u>場合は、県と <u>気象台</u>は基準の取扱いについて協議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 事業の実施に当たっては、<u>要配慮者が利用する施設</u>や避難所がある <u>箇所</u>等緊急性の高い箇所を <u>重点とする。</u></p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画に、当該 <u>警戒区域</u> ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。</p> <p>○ [略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ <u>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において</u>、大雨による土砂災害の <u>発生の危険度</u>が高まった <u>ときに</u>、市町村長が <u>避難勧告等を発令する際</u>の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と <u>盛岡地方気象台</u>が共同で発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p><u>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合</u>において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に <u>基づく値が5kmメッシュごとの監視基準</u>（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と <u>盛岡地方気象台は、協議の上</u>、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>ただし</u>、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と <u>盛岡地方気象台</u>は、<u>基準の見直し</u>について協議するものとする。</p>
1-2-55	<p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨による土砂災害の <u>発生するおそれ</u>が高まった時に、市町村長が <u>発令する避難勧告等</u>の判断の<u>支援</u>や住民の自主避難の参考となるよう、県と <u>気象台</u>が共同で <u>土砂災害警戒情報を</u>発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p><u>発表基準は、大雨警報発表中</u>において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に <u>基づいて5kmメッシュごとの監視基準</u>（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と <u>気象台が協議のうえ</u>、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>なお</u>、地震等で現状の基準を見直す必要がある <u>と考えられた</u>場合は、県と <u>気象台</u>は基準の取扱いについて協議するものとする。</p>	<p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ <u>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において</u>、大雨による土砂災害の <u>発生の危険度</u>が高まった <u>ときに</u>、市町村長が <u>避難勧告等を発令する際</u>の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と <u>盛岡地方気象台</u>が共同で発表する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p><u>大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合</u>において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に <u>基づく値が5kmメッシュごとの監視基準</u>（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と <u>盛岡地方気象台は、協議の上</u>、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>ただし</u>、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と <u>盛岡地方気象台</u>は、<u>基準の見直し</u>について協議するものとする。</p>

	<p>(2) 解除基準</p> <p>解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と <u>気象台</u> が協議のうえ解除できるものとする。</p> <p><u>なお、解除においても大雨警報発表中に行う。</u></p> <p>4 利用にあたっての留意点</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の対象とする <u>災害</u> は、<u>技術的に予知・予測が可能である</u> 表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に <u>予知・予測が困難である</u> 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(2) 解除基準</p> <p>解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と <u>盛岡地方気象台</u> が協議のうえ解除できるものとする。</p> <p>4 利用にあたっての留意点</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の対象とする <u>土砂災害</u> は、表層崩壊等による土砂災害のうち <u>大雨による</u> 土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、<u>融雪期の土砂災害</u> 等については発表対象とするものではないことに留意する。</p> <p>5・6 [略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 特別警報の運用開始に伴い、所要の整備をするもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-69	<p style="text-align: center;">第21節 災害対策基金確保計画</p> <p>第2 災害救助基金</p> <p>1 [略]</p> <p>2 運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 災害救助基金は、次に掲げる費用の財源に充てる必要があると認められるときに処分する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 災害救助法 <u>第23条</u>の規定による救助に要する費用</p> <p>イ 同法 <u>第24条</u>の規定による従事命令、同法 <u>第25条</u>の規定による協力命令により救助業務に従事又は協力した者に係る実費弁償及び扶助金の支給に要する費用</p> <p>ウ 同法 <u>第26条</u>の規定により、各種施設の管理、土地、家屋、物資等の使用、物資の保管又は収容を命じた場合の損失補償に要する費用</p> <p>エ～カ [略]</p> </div>	<p style="text-align: center;">第21節 災害対策基金確保計画</p> <p>第2 災害救助基金</p> <p>1 [略]</p> <p>2 運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 災害救助基金は、次に掲げる費用の財源に充てる必要があると認められるときに処分する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 災害救助法 <u>第4条</u>の規定による救助に要する費用</p> <p>イ 同法 <u>第7条第1項</u>の規定に基づく従事命令、同法 <u>第8条</u>の規定に基づく協力命令により救助業務に従事又は協力した者に係る実費弁償及び扶助金の支給に要する費用</p> <p>ウ 同法 <u>第9条第1項</u>の規定に基づき、各種施設の管理、土地、家屋、物資等の使用、物資の保管又は収容を命じた場合の損失補償に要する費用</p> <p>エ～カ [略]</p> </div>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-71	<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第3 実施機関</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ア [略] イ <u>要援護者</u> の状況 ウ <u>要援護者</u> に対する <u>配慮</u> (心構え) エ・オ [略] </div> <p>2～4 [略]</p>	<p>第22節 防災ボランティア育成計画</p> <p>第3 実施機関</p> <p>1 防災ボランティア・リーダー等の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ア [略] イ <u>要配慮者</u> の状況 ウ <u>要配慮者</u> に対する <u>心構え</u> エ・オ [略] </div> <p>2～4 [略]</p>
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-73	<p style="text-align: center;">第23節 事業継続対策計画</p> <p>第3 企業等の防災活動の推進</p> <p>○ 企業等は、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第23節 事業継続対策計画</p> <p>第3 企業等の防災活動の推進</p> <p>○ 企業等は、<u>県及び市町村との協定の締結</u>、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 企業等の防災活動の内容として、地方自治体との協定の締結について明記するもの</p>	

ページ調整

頁	現 計 画																
1-3-1	第1節 活動体制計画																
	<p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めたとき。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波注意報が発表された場合</td> <td>釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部</td> </tr> <tr> <td>県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部</td> </tr> <tr> <td>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</td> <td>当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部</td> </tr> <tr> <td>その他総合防災室長が特に必要と認めた場合</td> <td>本部長がその設置を認めた地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p>	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めたとき。	[略]	津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部	県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部	八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部	その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を認めた地方支部
設置基準	設置の対象																
[略]	[略]																
大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めたとき。	[略]																
津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部																
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]																
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部																
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部																
その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を認めた地方支部																

頁	修 正 案												
1-3-1	第1節 活動体制計画												
	<p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）若しくは岩手県災害特別警戒本部（以下本節中「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> <th style="text-align: center;">設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めた <u>場合</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合</td> <td>本部長がその設置を必要と認めた地方支部</td> </tr> <tr> <td>その他総合防災室長が特に必要と認めた場合</td> <td>本部長がその設置を <u>必要と</u> 認めた地方支部</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p>	設置基準	設置の対象	[略]	[略]	大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めた <u>場合</u>	[略]	県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]	原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部	その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を <u>必要と</u> 認めた地方支部
設置基準	設置の対象												
[略]	[略]												
大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めた <u>場合</u>	[略]												
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	[略]												
原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下本節中「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下本節において同じ。）から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等（以下本節において「警戒事象」という。）の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部												
その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を <u>必要と</u> 認めた地方支部												

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-2	<p>(3) 分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。 ア [略] イ 気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達 ウ・エ [略] オ 応急措置の実施 カ [略] 	<p>(3) 分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。 ア [略] イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達 ウ・エ [略] オ [略]
1-3-3	<p>(4) [略]</p>	<p>(4) [略]</p>
1-3-4	<p>(5) 廃止基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] 	<p>(5) 廃止基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ <u>本部長は、応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断した場合は、災害警戒本部を災害特別警戒本部に移行する。</u> ○ [略] <p>2 災害特別警戒本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害特別警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」(資料編 5-8)に基づき設置し、主に災害情報の収集及び応急対策を行う。</u>

ページ調整

頁	現 計 画
1-3-4	

頁	修 正 案	
1-3-4	(1) 設置基準	
	<u>設置基準</u>	<u>設置の対象</u>
	気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）が発表された場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
	大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
	津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部
	県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
	八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
	原子力事業者から原災法第10条第1項に規定する事象（以下本節において「特定事象」という。）の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
	原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から県内での事業所外運搬事故（原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。）の発生に関する通報があった場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
	原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
	その他総務部長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

頁	現 計 画
1-3-4	

頁	修正案
1-3-4	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <pre> graph TD HQ[本部] --- HQ_C[本部長] HQ --- HQ_DP[副本部長] HQ_C --- HQ_CA[総務部長] HQ_DP --- HQ_CD[総合防災室長] HQ --- BR[支部長] BR --- BR_DCA[広域振興局 副本部長] BR --- BR_CBP[広域振興局 経営企画部長] BR --- BR_CGAC[広域振興局 総務部 総務センター 所長] BR --- BR_DP[副支部長] BR_DP --- BR_DP_CBPMB[広域振興局 経営企画部 管理主幹] BR_DP --- BR_DP_CRC[広域振興局 経営企画部 地域振興センター 所長] BR_DP --- BR_DP_CGAD[広域振興局 総務部 所長] BR_DP --- BR_DP_CGACED[広域振興局 総務部 総務センター 入札課 所長] BR --- BR_SF[支部職員] BR_SF --- BR_SF_DCB[支部長が指名する職員] </pre>

頁	現 計 画	修 正 案															
1-3-4	<p>2 災害対策本部</p> <p>○ 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="274 1615 820 2107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備(1号)体制</td> <td>ア [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備(1号)体制	ア [略]	[略]	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>ア 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達</p> <p>イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達</p> <p>ウ 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握</p> <p>エ 市町村等の対応状況の把握</p> <p>オ 応急措置の実施</p> <p>カ その他の情報の把握</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ 災害特別警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <p>【本節・第2・1・(4) 参照】</p> <p>(5) 廃止基準等</p> <p>○ 災害特別警戒本部は、気象予報・警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。</p> <p>○ 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害特別警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>○ 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="884 1615 1430 2107"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ア [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 (ア) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲		ア [略]	[略]		イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 (ア) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報	[略]
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲															
(1) 指定職員配備(1号)体制	ア [略]	[略]															
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲															
	ア [略]	[略]															
	イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 (ア) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報	[略]															

						<p>者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の発令をしたとき。</p> <p>コ [略]</p>	
		キ [略]					
(2) 主査以上配備(2号)体制	本部	<p>ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたととき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>(カ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p>	[略]	(2) 主査以上配備(2号)体制	本部	<p>ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたととき。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 気象特別警報</p> <p>(カ) 高潮特別警報</p> <p>(キ) 波浪特別警報</p> <p>(ク) [略]</p> <p>(ケ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言(原災法第15条第</p>	[略]

		カ [略]	
(3) 全職 員配 備 (3 号) 体制	本部	ア～ウ [略]	[略]
		エ [略]	
	広域 支部 及び 地方 支部	ア～ウ [略]	アからエ までに掲 げる配備 基準のい ずれかに 該当する 広域支部 の広域支 部長、副 広域支 部長、広 域支部 委員 及び主査 相当職以 上の職員 で広域支 部長が指 名したも の並びに 地方支部 の全職員
		エ [略]	

1-3-7

[略]

(2) 組織

- 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

		において、本部長が 主査以上配備体制 の指令を発したと き。	
		キ [略]	
(3) 全職 員配 備 (3 号) 体制	本部	ア～ウ [略]	[略]
		エ 原子力緊急事態 宣言がなされた場 合において当該原 子力緊急事態宣言 に規定する緊急事 態応急対策を実施 すべき区域に本県 の区域が含まれる 場合又は本県の区 域が含まれること が想定されるとき。	
		オ [略]	
	広域 支部 及び 地方 支部	ア～ウ [略]	アからオ までに掲 げる配備 基準のい ずれかに 該当する 広域支部 の広域支 部長、副 広域支 部長、広 域支部 委員 及び主査 相当職以 上の職員 で広域支 部長が指 名したも の並びに 地方支部 の全職員
		エ 原子力緊急事態 宣言がなされた場 合において当該原 子力緊急事態宣言 に規定する緊急事 態応急対策を実施 すべき区域に本県 の区域が含まれる 場合又は本県の区 域が含まれること が想定されるとき。	
		オ [略]	

[略]

(2) 組織

- 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

[略]

地方支部

支部長・副支部長・ 支部委員：支部連絡員

[略]

ア～オ [略]

カ 地方支部

- [略]
- 支部長は、必要に応じ、職員の中から連絡員を指名した上で、当該連絡員を市町村その他の関係機関に派遣し、情報の収集及び地方支部からの情報の伝達に当たらせる。
- 地方支部には、支部長の命令の伝達、各班間の連絡調整及び情報収集を行うため、各班長が当該班内の職員のうちから指名する支部連絡員を置く。

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が 発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮、監督、市町村等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で 構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

[略]

地方支部

支部長・副支部長・ 支部委員：支部連絡員、 現地連絡員

[略]

ア～オ [略]

カ 地方支部

- [略]
- 地方支部には、支部長の命令の伝達、各班間の連絡調整及び情報収集を行うため、各班長が当該班内の職員のうちから指名する支部連絡員を置く。
- 支部長は、災害時に市町村その他の関係機関において、情報の収集及び地方支部から本部への情報の伝達に当たらせるため、職員の中から現地連絡員を2人以上指名する。
- 本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、通信途絶等により災害時に被災市町村からの情報収集が困難であると認めるときは、当該被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が 発生した場合において災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮監督並びに市町村その他の防災関係機関との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で 構成する。
- 現地災害対策本部長は広域支部長をもって充て、現地災害対策本部員は

1-3-12

ク 本部支援室

- [略]

ケ～サ [略]

- (3) [略]

(4) 総合調整所の設置

- 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。

[略]

海上保安部

- (5) [略]

第3 県の職員の動員配備体制

1 配備体制

- 災害対策本部及び災害警戒本部 の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備課公所・職員		
	本部	広域支部	地方支部
災害警戒本部	[略]		
[略]			

- [略]

2 動員の系統

- 動員は、次の系統によって通知する。

- (1) 災害警戒本部

1-3-13

現地災害対策本部長が広域支部及び地方支部の職員のうちから指名する。

ク 本部支援室

- [略]

- 本部支援室長は、分掌事務の処理が困難となった場合等必要と認めるときは、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局の長に対し、応援を要請することができる。

ケ～サ [略]

- (3) [略]

(4) 総合調整所の設置

- 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。

[略]

海上保安部署

- (5) [略]

第3 県の職員の動員配備体制

1 配備体制

- 災害警戒本部及び災害特別警戒本部 災害対策本部並びに災害対策本部 の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備課公所・職員		
	本部	広域支部	地方支部
災害警戒本部	[略]		
災害特別警戒本部	総合防災室の職員 総務部内の職員 各部連絡員	二	支部長が指定する職員
[略]			

- [略]

2 動員の系統

- 動員は、次の系統によって通知する。

- (1) 災害警戒本部 及び災害特別警戒本部

<p>1-3-14</p>	<p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等</p> <p>○ 県本部長は、災害応急対策を行うために必要な場合は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>○ [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等</p> <p>○ 県本部長は、災害応急対策を行うために必要な場合は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県本部長は、災害応急対策を行うために必要な場合は、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、災害応急対策の実施を要請する。</u></p> <p>7 応急措置の代行</p> <p>○ <u>県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法の規定により、その実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村に代わって行う。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 岩手県災害特別警戒本部の設置等について、新たに規定するもの</p> <p>○ 特別警報の運用開始に伴い、災害対策本部の設置基準について見直しを行うもの</p> <p>○ 地方支部の現地連絡員の位置づけについて整理を行うもの</p> <p>○ 現地災害対策本部の組織等について整理を行うもの</p> <p>○ 本部支援室における人事委員会等への応援要請について規定するもの</p> <p>○ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施に係る要請について規定するもの</p> <p>○ 県による応急措置の代行について規定するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-3-15	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p>																				
1-3-16	<p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="272 663 818 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 663 323 707">種 類</th> <th data-bbox="323 663 818 707">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 707 323 1070">気象に関する情報</td> <td data-bbox="323 707 818 1070"> <p>気象等の予報に係のある台風やその他の異常気象について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせて発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1070 323 1429">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="323 1070 818 1429"> <p>数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1429 323 1794">土砂災害警戒情報</td> <td data-bbox="323 1429 818 1794"> <p>大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1794 323 2101">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="323 1794 818 2101"> <p>竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	<p>気象等の予報に係のある台風やその他の異常気象について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせて発表する。</p>	記録的短時間大雨情報	<p>数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</p>	土砂災害警戒情報	<p>大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p>	竜巻注意情報	<p>竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</p>	<p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="879 663 1425 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="879 663 930 707">種 類</th> <th data-bbox="930 663 1425 707">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 707 930 1070">気象に関する情報</td> <td data-bbox="930 707 1425 1070"> <p>気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開示する場合等に発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1070 930 1429">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="930 1070 1425 1429"> <p>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1429 930 1794">土砂災害警戒情報</td> <td data-bbox="930 1429 1425 1794"> <p>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1794 930 2101">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="930 1794 1425 2101"> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	気象に関する情報	<p>気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開示する場合等に発表する。</p>	記録的短時間大雨情報	<p>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</p>	土砂災害警戒情報	<p>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p>	竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1</p>
種 類	内 容																					
気象に関する情報	<p>気象等の予報に係のある台風やその他の異常気象について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせて発表する。</p>																					
記録的短時間大雨情報	<p>数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</p>																					
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p>																					
竜巻注意情報	<p>竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。</p>																					
種 類	内 容																					
気象に関する情報	<p>気象の予報等について、注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を開示する場合等に発表する。</p>																					
記録的短時間大雨情報	<p>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。</p>																					
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p>																					
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1</p>																					

時間を有効期間として県単位
で発表する。

1-3-17

イ 注意報の種類と発表基準

種 類		発表基準	
気 象 注 意 報	風雪注意 報	風雪によって被害が 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	強風注意 報	強風 によって被害が 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	大雨注意 報	大雨 によって被害が 予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕	
	大雪注意 報	大雪 によって被害が 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	濃霧注意 報	濃霧のため交通機関に著しい支障が生じる おそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	雷注意報	落雷等により 被害が 予想される場合	
	乾燥注意 報	空気 が乾燥し、火災の危険が 大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	低温注意 報	夏 期	低温により農作物等に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

イ 注意報の種類と発表基準

種 類		発表基準	
気 象 注 意 報	風雪注意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	強風注意 報	強風 により災害が発生するおそれがあると 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	大雨注意 報	大雨 により災害が発生するおそれがあると 予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕	
	大雪注意 報	大雪 により災害が発生するおそれがあると 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	濃霧注意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	雷注意報 (備考 1)	落雷等により 災害が発生するおそれがあると 予想される場合	
	乾燥注意 報	空気 の乾燥により災害が発生するおそれがあると 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	
	低温注意 報	夏 期	低温により農作物等に著しい被害が 発生するおそれがあると 予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]

1-3-18		冬 期	低温により水道凍結等 <u>大きな障害</u> が予想され、 次の条件のいずれかに該 当する場合 ○ [略]		冬 期	低温により水道凍結等 <u>著しい被害</u> が <u>発生する</u> <u>おそれがある</u> と 予想さ れ、次の条件のいずれか に該当する場合 ○ [略]
	着雪注意 報	着雪により通信線、送電線、 樹木等に被害が <u>おこる</u> と予想 され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	着雪注意 報	<u>著しい</u> 着雪により通信線、送 電線、樹木等に被害が <u>発生する</u> <u>おそれがある</u> と予想され、次の 条件に該当する場合 ○ [略]		
	着氷注意 報	着氷により通信線、送電線、 樹木等に被害が予想され、次の 条件に該当する場合 ○ [略]	着氷注意 報	<u>著しい</u> 着氷により通信線、送 電線、樹木等に被害が <u>発生する</u> <u>おそれがある</u> と予想され、次の 条件に該当する場合 ○ [略]		
	なだれ注 意報	なだれ が発生して被害があ <u>る</u> と予想され、次の条件に該当 する場合 ○ [略]	なだれ注 意報	なだれ により災害が発生す <u>るおそれがある</u> と予想され、次 の条件に該当する場合 ○ [略]		
	融雪注意 報	融雪 によって被害がおこる <u>おそれがある</u> と予想される場 合	融雪注意 報	融雪に より浸水、土砂災害等 <u>の災害が発生する</u> <u>おそれがあ</u> <u>ると予想される</u> 場合		
	高潮注意報	高潮によって被害が 予想さ れ、区域内の市町村で一定の基 準に到達することが予想され る場合 〔気象警報発表基準等 資料 編 3-2-2〕	高潮注意報	台風や低気圧等による海面 <u>の異常な上昇により災害が発</u> <u>生するおそれがある</u> と 予想さ れ、区域内の市町村で一定の基 準に到達することが予想され る場合 〔気象警報発表基準等 資料 編 3-2-2〕		
	波浪注意報	風浪、うねり等によって被害 <u>がおこる</u> <u>おそれがある</u> と予想 され、次の条件に該当する場合 ○ [略]	波浪注意報	<u>高い波</u> により災害が発生す <u>る</u> <u>おそれがある</u> と予想され、次 の条件に該当する場合 ○ [略]		
	洪水注意報	洪水によって被害がおこる <u>おそれがある</u> と予想され、区域 内の市町村で一定の基準に到 達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料 編 3-2-2〕	洪水注意報	<u>大雨、長雨、融雪などにより</u> <u>河川が増水し、災害が発生する</u> <u>おそれがある</u> と予想され、区域 内の市町村で一定の基準に到 達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料 編 3-2-2〕		
	地面現象注意 報※	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地滑り</u> 等によって被害がおこ <u>る</u> <u>おそれがある</u> と予想される	地面現象注意 報 (備考2)	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地すべり</u> 等により <u>災害が発</u> <u>生する</u> <u>おそれがある</u> と予想され		

	場合
浸水注意報※	浸水によって被害がおこるおそれがあると予想される場合

注) ※1 [略]
 ※2 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

種 類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	大雨警報	大雨によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
	大雪警報	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
高潮警報		高潮によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
波浪警報		風浪、うねり等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当す

	る場合
浸水注意報 (備考2)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考1 発達した雷雲の下で発生することの多い突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

2 [略]
 3 [略]

ウ 警報の種類と発表基準

種 類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
	大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ [略]
高潮警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
波浪警報		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合

1-3-19

	る場合 ○ [略]
洪水警報	<u>洪水によって 重大な災害がおこる</u> おそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
地面現象警報※	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地滑り等</u> によって <u>重大な災害</u> がおこるおそれがあると予想される場合
浸水警報※	浸水 <u>によって 重大な災害がおこる</u> おそれがあると予想される場合

注) ※1
※2

	○ [略]
洪水警報 (備考3)	<u>大雨、長雨、融雪などにより 河川が増水し、 重大な災害が発生する</u> おそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
地面現象警報 (備考4)	大雨、大雪等による山崩れ、 <u>地すべり等</u> により <u>重大な災害</u> が発生する おそれがあると予想される場合
浸水警報 (備考4)	浸水 <u>により 重大な災害が発生する</u> おそれがあると予想される場合

備考1 暴風雪警報にあつては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。

4 [略]

5 [略]

エ 特別警報の種類と発表基準

種 類	発表基準
気象特別警報	<u>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</u> ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</u>

			<p>○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※</p>
大雨特別警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p>		
大雪特別警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>		
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</p>		
波浪特別警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</p>		
地面現象特別警報（備考1）	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年</p>		

に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

備考2 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

エ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
[略]		
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 または 注意報を発表した場合は発表しない)	[略]
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報 または 注意報 発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	[略]
[略]		

オ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

○ 震度6弱以上の揺れを予想する緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づける。

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
[略]		
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報 又は 注意報 を発表した場合は発表しない。)	[略]
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報 又は 津波注意報 発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	[略]
[略]		

1-3-20

1-3-21

	<p>オ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報・注意報の種類と内容</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報 <u>または津波注意報</u> を発表する。</p>	<p>カ 津波警報等の種類</p> <p>(ア) 津波警報・注意報の種類と内容</p> <p>○ <u>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報 <u>又は津波注意報</u> (以下「津波警報等」という。) を発表する。</u></p> <p>○ <u>大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。</u></p>
1-3-22	[略]	[略]
1-3-23	(イ) [略]	(イ) [略]
	<p>カ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <p>(ア) <u>噴火警戒レベルが導入されている</u></p> <p>火山の噴火警報・噴火予報</p> <p>[略]</p>	<p>キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>[略]</p> <p>(ア) <u>噴火警戒レベルが運用されている</u></p> <p>火山の噴火警報・噴火予報</p> <p>[略]</p>

ページ調整

頁	現 計 画				
1-3-24	(イ) 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報				
予報及び 警報の名 称	対象範囲を 付した警報 の呼び方	略 称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	[略]	居住地域 <u>又は山麓</u> 及びそれより 火口側	[略]	居住地域 <u>又は山麓</u> 及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	[略]	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	[略]	火口から居住地 <u>又は山麓</u> の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

頁	修 正 案					
1-3-24	(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報					
	予報及び 警報の名 称	対象範囲を 付した警報 の呼び方	略 称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
	噴火警報	噴火警報 (居住地域)	[略]	居住地域及びそ れより火口側	[略]	居住地域及びそれより火口 側に重大な被害を及ぼす程 度の噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。
		噴火警報 (火口周辺)	[略]	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺 [略]	[略]	火口から居住地域の近くま で重大な影響を及ぼす（こ の範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）程度の噴 火が発生、あるいは発生す ると予想される。
	[略]					

頁	現 計 画	修 正 案																												
1-3-24	<p>キ その他 [略]</p> <p>(ア) 地震解説資料 担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>(イ) [略]</p>	<p>ク その他 [略]</p> <p>(ア) 地震解説資料 担当区域で <u>大津波警報</u>・津波警報・<u>津波注意報</u> が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料</p> <p>(イ) [略]</p>																												
1-3-25	<p>(消防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法及び気象業務法に基づくもの) ア 一般河川等の水防活動の利用に適合する警報・注意報</p> <table border="1" data-bbox="284 1025 818 1485"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報に同じ。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td>高潮警報に同じ。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td>津波警報に同じ。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]		水防活動用気象警報	大雨警報に同じ。	[略]		水防活動用高潮警報	高潮警報に同じ。	[略]		水防活動用津波警報	津波警報に同じ。	<p>(消防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法に基づくもの) [略]</p> <p>(水防法及び気象業務法に基づくもの) ア 一般河川等の水防活動の利用に適合する <u>特別警報</u>・警報・注意報</p> <table border="1" data-bbox="882 1025 1433 1485"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td><u>大雨特別警報</u>又は <u>大雨警報</u>に同じ。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td><u>高潮特別警報</u>又は <u>高潮警報</u>に同じ。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td><u>大津波警報</u> (津波特別警報) 又は <u>津波警報</u>に同じ。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	[略]		水防活動用気象警報	<u>大雨特別警報</u> 又は <u>大雨警報</u> に同じ。	[略]		水防活動用高潮警報	<u>高潮特別警報</u> 又は <u>高潮警報</u> に同じ。	[略]		水防活動用津波警報	<u>大津波警報</u> (津波特別警報) 又は <u>津波警報</u> に同じ。
種 類	内 容																													
[略]																														
水防活動用気象警報	大雨警報に同じ。																													
[略]																														
水防活動用高潮警報	高潮警報に同じ。																													
[略]																														
水防活動用津波警報	津波警報に同じ。																													
種 類	内 容																													
[略]																														
水防活動用気象警報	<u>大雨特別警報</u> 又は <u>大雨警報</u> に同じ。																													
[略]																														
水防活動用高潮警報	<u>高潮特別警報</u> 又は <u>高潮警報</u> に同じ。																													
[略]																														
水防活動用津波警報	<u>大津波警報</u> (津波特別警報) 又は <u>津波警報</u> に同じ。																													
1-3-26	<p>イ [略]</p> <p>(2) 伝達系統 気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="276 1664 818 2067"> <thead> <tr> <th>気象予報・警報等の区分</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び <u>警報</u>並びに火災気象通報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統	気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び <u>警報</u> 並びに火災気象通報	[略]		[略]			<p>イ [略]</p> <p>(2) 伝達系統 気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="890 1664 1433 2067"> <thead> <tr> <th>気象予報・警報等の区分</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び <u>警報等</u>並びに火災気象通報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統	気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び <u>警報等</u> 並びに火災気象通報	[略]		[略]												
気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統																												
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び <u>警報</u> 並びに火災気象通報	[略]																													
[略]																														
気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統																												
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び <u>警報等</u> 並びに火災気象通報	[略]																													
[略]																														

1-3-27

(3) [略]

(4) 県の措置

- 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担当機関	通知先
<u>気象予報・警報、津波注意報・警報、火山に関する予報・警報、地震・火山及び津波に関する情報</u>	[略]	
[略]		
<u>津波注意報・警報</u>		
[略]		

1-3-28

- [略]

(5) 市町村の措置

- 市町村長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

- [略]

- 気象予報・警報 の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

- [略]

(6) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。

イ 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署

警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。

(3) [略]

(4) 県の措置

- 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担当機関	通知先
<u>気象予報・警報等、津波警報等、火山に関する予報・警報等並びに地震、火山及び津波に関する情報</u>	[略]	
[略]		
<u>津波警報等</u>		
[略]		

- [略]

(5) 市町村の措置

- 市町村長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

- 市町村長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

- [略]

- 気象予報・警報等 の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

- [略]

(6) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)

警報 又は特別警報 を受領した場合は、

一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。

イ 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署

警報 又は特別警報 を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を

	ウ・エ [略] 2 [略]	図る。 ウ・エ [略] 2 [略]
修正理由	○ 気象予報・警報等の記載について見直しを行うもの ○ 特別警報の運用開始に伴い、所要の修正をするもの ○ その他所要の整備をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-32	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保</p> <p>(1)～(5) [略]</p>																																
1-3-36	<p>(6) 放送の利用</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請・気象予報・警報等の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)アイビージー岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="272 1290 825 1529"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)アイビージー岩手放送</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	[略]				(株)アイビージー岩手放送	[略]			[略]				<p>(6) 放送の利用</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請・気象予報・警報等の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="885 1290 1437 1529"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)IBC岩手放送</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	[略]				(株)IBC岩手放送	[略]			[略]			
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																															
[略]																																		
(株)アイビージー岩手放送	[略]																																	
[略]																																		
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																															
[略]																																		
(株)IBC岩手放送	[略]																																	
[略]																																		
修正理由	<p>○ 所要の整備をするもの</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-38	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 302 823 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 302 528 483">実施機関</th> <th data-bbox="528 302 651 483">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th data-bbox="651 302 740 483">初期情報報告様式</th> <th data-bbox="740 302 823 483">被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="272 483 823 533">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	[略]				<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="880 302 1431 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="880 302 1136 483">実施機関</th> <th data-bbox="1136 302 1259 483">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th data-bbox="1259 302 1348 483">初期情報報告様式</th> <th data-bbox="1348 302 1431 483">被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="880 483 1431 533">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	[略]			
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式															
[略]																		
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式															
[略]																		
1-3-40	<table border="1" data-bbox="272 533 823 1075"> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 533 528 1075"> <p>[略]</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p> <p>KDDI(株)</p> </td> <td data-bbox="528 533 823 1075"> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="272 1075 823 1120">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	<p>[略]</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p> <p>KDDI(株)</p>	<p>[略]</p>	[略]		<table border="1" data-bbox="880 533 1431 1075"> <tbody> <tr> <td data-bbox="880 533 1136 1075"> <p>[略]</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p><u>ソフトバンクテレコム(株)</u></p> <p><u>(株)NTTドコモ</u></p> <p>KDDI(株)</p> <p><u>ソフトバンクモバイル(株)</u></p> </td> <td data-bbox="1136 533 1431 1075"> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="880 1075 1431 1120">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	<p>[略]</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p><u>ソフトバンクテレコム(株)</u></p> <p><u>(株)NTTドコモ</u></p> <p>KDDI(株)</p> <p><u>ソフトバンクモバイル(株)</u></p>	<p>[略]</p>	[略]									
<p>[略]</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p> <p>KDDI(株)</p>	<p>[略]</p>																	
[略]																		
<p>[略]</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p><u>ソフトバンクテレコム(株)</u></p> <p><u>(株)NTTドコモ</u></p> <p>KDDI(株)</p> <p><u>ソフトバンクモバイル(株)</u></p>	<p>[略]</p>																	
[略]																		

ページ調整

頁	現 計 画																									
1-3-43	<p>第3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 報告の系統</p> <p>○ [略]</p> <p>報告区分別系統図</p> <table border="1" data-bbox="285 618 1434 1599"> <thead> <tr> <th data-bbox="285 618 421 667">様 式</th> <th data-bbox="421 618 667 667">報告区分</th> <th data-bbox="667 618 1434 667">報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="285 667 1434 714">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="285 714 421 943">B、C、5、 5-1</td> <td data-bbox="421 714 667 943">医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告</td> <td data-bbox="667 714 1434 943"> <p>[略]</p> <p>← [上下水道施設・衛生施設（火葬場、墓地）]</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="285 943 1434 990">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="285 990 421 1180">9</td> <td data-bbox="421 990 667 1180">高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告</td> <td data-bbox="667 990 1434 1180"> <p>[略]</p> <p>(社)岩手県高圧ガス保安協会</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="285 1180 1434 1227">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="285 1227 421 1552">I</td> <td data-bbox="421 1227 667 1552">通信事故・通信規制情報報告</td> <td data-bbox="667 1227 1434 1552"> <p>東日本電信電話(株)岩手支店</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p>(株)エヌ・ティ・ティドコモ</p> <p>KDD I (株)</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="285 1552 1434 1599">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 [略]</p>		様 式	報告区分	報告系統	[略]			B、C、5、 5-1	医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告	<p>[略]</p> <p>← [上下水道施設・衛生施設（火葬場、墓地）]</p> <p>[略]</p>	[略]			9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<p>[略]</p> <p>(社)岩手県高圧ガス保安協会</p> <p>[略]</p>	[略]			I	通信事故・通信規制情報報告	<p>東日本電信電話(株)岩手支店</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p>(株)エヌ・ティ・ティドコモ</p> <p>KDD I (株)</p> <p>[略]</p>	[略]		
様 式	報告区分	報告系統																								
[略]																										
B、C、5、 5-1	医療施設、上水道施設及び衛生施設被害報告	<p>[略]</p> <p>← [上下水道施設・衛生施設（火葬場、墓地）]</p> <p>[略]</p>																								
[略]																										
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<p>[略]</p> <p>(社)岩手県高圧ガス保安協会</p> <p>[略]</p>																								
[略]																										
I	通信事故・通信規制情報報告	<p>東日本電信電話(株)岩手支店</p> <p>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)</p> <p>(株)エヌ・ティ・ティドコモ</p> <p>KDD I (株)</p> <p>[略]</p>																								
[略]																										
修正理由	<p>○ 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>																									

頁	修 正 案																																		
1-3-38	<p>第3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 災害情報の報告要領</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 報告の系統</p> <p>○ [略]</p> <p style="text-align: center;">報告区分別系統図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">様 式</th> <th style="width: 25%;">報告区分</th> <th style="width: 60%;">報告系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">B、C、5、 5-1</td> <td style="vertical-align: top;">医療施設、上水道 施設及び衛生施 設被害報告</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">← [上下水道施設・衛生施設（火葬場、墓 地、死亡獣畜取扱場及びと畜場）] [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">9</td> <td style="vertical-align: top;">高圧ガス、火薬類 施設及び鉱山関 係被害報告</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">(一社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">I</td> <td style="vertical-align: top;">通信事故・通信規 制情報報告</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		様 式	報告区分	報告系統	[略]			B、C、5、 5-1	医療施設、上水道 施設及び衛生施 設被害報告	[略]			← [上下水道施設・衛生施設（火葬場、墓 地、死亡獣畜取扱場及びと畜場）] [略]	[略]			9	高圧ガス、火薬類 施設及び鉱山関 係被害報告	[略]			(一社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]	[略]			I	通信事故・通信規 制情報報告	[略]			東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	[略]		
様 式	報告区分	報告系統																																	
[略]																																			
B、C、5、 5-1	医療施設、上水道 施設及び衛生施 設被害報告	[略]																																	
		← [上下水道施設・衛生施設（火葬場、墓 地、死亡獣畜取扱場及びと畜場）] [略]																																	
[略]																																			
9	高圧ガス、火薬類 施設及び鉱山関 係被害報告	[略]																																	
		(一社)岩手県高圧ガス保安協会 [略]																																	
[略]																																			
I	通信事故・通信規 制情報報告	[略]																																	
		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)																																	
[略]																																			
1-3-48																																			
1-3-49																																			
1-3-54																																			
修正理由	<p>○ 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>																																		
	<p>4 [略]</p>																																		

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-57	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に <u>災害時要援護者</u> への配慮をする。</p> <p>6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に <u>災害時要援護者</u> への配慮をする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="280 887 810 1480"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)		[略]		<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に <u>要配慮者が必要とする情報</u> について配慮をする。</p> <p>6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に <u>要配慮者の相談、要望等</u> について配慮をする。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="888 887 1418 1480"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> <u>(株)NTTドコモ</u> KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> <u>(株)NTTドコモ</u> KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>		[略]	
実施機関	広報広聴活動の内容																	
[略]																		
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)																		
[略]																		
実施機関	広報広聴活動の内容																	
[略]																		
[略] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> <u>(株)NTTドコモ</u> KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>																		
[略]																		
1-3-58	<table border="1" data-bbox="280 1480 810 1525"> <tbody> <tr> <td>(株)アイビーシー <u>岩手放送</u> [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	(株)アイビーシー <u>岩手放送</u> [略]	[略]	<table border="1" data-bbox="888 1480 1418 1525"> <tbody> <tr> <td>(株)IBC岩手放送 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	(株)IBC岩手放送 [略]	[略]												
(株)アイビーシー <u>岩手放送</u> [略]	[略]																	
(株)IBC岩手放送 [略]	[略]																	
1-3-59	<table border="1" data-bbox="280 1525 810 2112"> <tbody> <tr> <td>[略] <u>(株)朝日新聞社盛岡支局</u> [略] <u>(株)河北新報社盛岡支社</u> [略] (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略] <u>(株)朝日新聞社盛岡支局</u> [略] <u>(株)河北新報社盛岡支社</u> [略] (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞</u>	[略]	<table border="1" data-bbox="888 1525 1418 2112"> <tbody> <tr> <td>[略] <u>(株)朝日新聞社盛岡総局</u> [略] <u>(株)河北新報社盛岡総局</u> [略] (株)デーリー東北新聞社盛岡支局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略] <u>(株)朝日新聞社盛岡総局</u> [略] <u>(株)河北新報社盛岡総局</u> [略] (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	[略]												
[略] <u>(株)朝日新聞社盛岡支局</u> [略] <u>(株)河北新報社盛岡支社</u> [略] (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞</u>	[略]																	
[略] <u>(株)朝日新聞社盛岡総局</u> [略] <u>(株)河北新報社盛岡総局</u> [略] (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	[略]																	

	<u>東北支所</u> <u>(社)共同通信社盛岡支局</u> (株)時事通信社盛岡支局		<u>(一社)共同通信社盛岡支局</u> (株)時事通信社盛岡支局 <u>(有)盛岡タイムス社</u>	
	[略]		[略]	
修正理由	<input type="radio"/> 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの <input type="radio"/> 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの <input type="radio"/> その他所要の整備をするもの			

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-64	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td> 1 災害応急対策用資材の輸送 <u>及びあっせん</u> 2 [略] 3 所管する運送関係事業者等 に対する <u>運送命令</u> の発動 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		東北運輸局	1 災害応急対策用資材の輸送 <u>及びあっせん</u> 2 [略] 3 所管する運送関係事業者等 に対する <u>運送命令</u> の発動	[略]		<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td> 1 災害応急対策用資材の輸 送に係る <u>調整</u> 2 [略] 3 所管する運送関係事業者 等に対する <u>輸送命令</u> の発動 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		東北運輸局	1 災害応急対策用資材の輸 送に係る <u>調整</u> 2 [略] 3 所管する運送関係事業者 等に対する <u>輸送命令</u> の発動	[略]	
実施機関	担当業務																	
[略]																		
東北運輸局	1 災害応急対策用資材の輸送 <u>及びあっせん</u> 2 [略] 3 所管する運送関係事業者等 に対する <u>運送命令</u> の発動																	
[略]																		
実施機関	担当業務																	
[略]																		
東北運輸局	1 災害応急対策用資材の輸 送に係る <u>調整</u> 2 [略] 3 所管する運送関係事業者 等に対する <u>輸送命令</u> の発動																	
[略]																		
1-3-65	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;"> <u>(社)岩手県ト ラック協会</u> [略] <u>(社)岩手県バ ス協会</u> 日本通運(株) 盛岡支店 [略] </td> <td style="width: 70%;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	<u>(社)岩手県ト ラック協会</u> [略] <u>(社)岩手県バ ス協会</u> 日本通運(株) 盛岡支店 [略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;"> <u>(公社)岩手県 トラック協会</u> [略] <u>(公社)岩手県 バス協会</u> 日本通運(株) 盛岡支店 <u>北東北福山通 運(株)盛岡支 店</u> <u>佐川急便(株) 岩手支店</u> <u>ヤマト運輸</u> <u>(株)盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸</u> <u>(株)</u> [略] </td> <td style="width: 70%;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	<u>(公社)岩手県 トラック協会</u> [略] <u>(公社)岩手県 バス協会</u> 日本通運(株) 盛岡支店 <u>北東北福山通 運(株)盛岡支 店</u> <u>佐川急便(株) 岩手支店</u> <u>ヤマト運輸</u> <u>(株)盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸</u> <u>(株)</u> [略]	[略]												
<u>(社)岩手県ト ラック協会</u> [略] <u>(社)岩手県バ ス協会</u> 日本通運(株) 盛岡支店 [略]	[略]																	
<u>(公社)岩手県 トラック協会</u> [略] <u>(公社)岩手県 バス協会</u> 日本通運(株) 盛岡支店 <u>北東北福山通 運(株)盛岡支 店</u> <u>佐川急便(株) 岩手支店</u> <u>ヤマト運輸</u> <u>(株)盛岡支店</u> <u>岩手西濃運輸</u> <u>(株)</u> [略]	[略]																	
1-3-66	<p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 物資集積・輸送拠点</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 輸送拠点</p>	<p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 物資集積・輸送拠点</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 輸送拠点</p>																

<p>1-3-70</p>	<p>① [略]</p> <p>② 海上輸送拠点 久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、八木港、小本港、野田漁港、太田名部漁港、島の越漁港、田老漁港、重茂漁港、山田漁港、大槌漁港、両石漁港、釜石漁港、唐丹漁港、根白漁港、越喜来漁港、綾里漁港、大船渡漁港、広田漁港、長部漁港</p> <p>③ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県本部における自動車による輸送</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 運送事業者の保有する自動車の調達 [略]</p> <p>○ 政策地域部長及び商工労働観光部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、それぞれ <u>(社)岩手県バス協会会長</u> 又は <u>(社)岩手県トラック協会会長</u> 及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合代表理事に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づく措置を要請し、その確保を図る。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>① [略]</p> <p>② 海上輸送拠点 久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、八木港、小本港、野田漁港、太田名部漁港、島の越漁港、田老漁港、重茂漁港、山田漁港、大槌漁港、両石漁港、唐丹漁港、根白漁港、越喜来漁港、綾里漁港、広田漁港、長部漁港</p> <p>③ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県本部における自動車による輸送</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 運送事業者の保有する自動車の調達 [略]</p> <p>○ 政策地域部長及び商工労働観光部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、それぞれ <u>(公社)岩手県バス協会会長</u> 又は <u>(公社)岩手県トラック協会会長</u> 及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合代表理事に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づく措置を要請し、その確保を図る。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの</p> <p>○ 海上輸送拠点について見直しを行うもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-3-85	第10節 県、市町村等応援協力計画	第10節 県、市町村等応援協力計画																																																
	第2 実施機関	第2 実施機関																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] (株)アイビーシー岩手放送 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(社)岩手県トラック協会 [略] (社)岩手県バス協会 [略] 日本通運(株)盛岡支店 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(社)岩手県高圧ガス保安協会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応援の内容	[略]		[略] (株)アイビーシー岩手放送 [略]	[略]	(社)岩手県トラック協会 [略] (社)岩手県バス協会 [略] 日本通運(株)盛岡支店 [略]		(社)岩手県高圧ガス保安協会		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略] (株)IBC岩手放送 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(公社)岩手県トラック協会 [略] (公社)岩手県バス協会 [略] 日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)盛岡支店 岩手西濃運輸(株) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)岩手県高圧ガス保安協会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応援の内容	[略]		[略] (株)IBC岩手放送 [略]	[略]	(公社)岩手県トラック協会 [略] (公社)岩手県バス協会 [略] 日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)盛岡支店 岩手西濃運輸(株) [略]		(一社)岩手県高圧ガス保安協会																													
実施機関	応援の内容																																																	
[略]																																																		
[略] (株)アイビーシー岩手放送 [略]	[略]																																																	
(社)岩手県トラック協会 [略] (社)岩手県バス協会 [略] 日本通運(株)盛岡支店 [略]																																																		
(社)岩手県高圧ガス保安協会																																																		
実施機関	応援の内容																																																	
[略]																																																		
[略] (株)IBC岩手放送 [略]	[略]																																																	
(公社)岩手県トラック協会 [略] (公社)岩手県バス協会 [略] 日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)盛岡支店 岩手西濃運輸(株) [略]																																																		
(一社)岩手県高圧ガス保安協会																																																		
1-3-86																																																		
	[県本部の担当]	[県本部の担当]																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>総合防災室</td> <td>—</td> <td>1～4 [略] 5 プロパンガスの調達に係る(社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 6 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>保健環境班</td> <td>1 (社)県医師会、県済生会に対する医療救護班の派遣要請 2 [略] 3 (社)県歯科医</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	総務部	[略]			総合防災室	—	1～4 [略] 5 プロパンガスの調達に係る(社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 6 [略]	[略]			保健福祉部	[略]			医療政策室	保健環境班	1 (社)県医師会、県済生会に対する医療救護班の派遣要請 2 [略] 3 (社)県歯科医	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>総合防災室</td> <td>—</td> <td>1～4 [略] 5 プロパンガスの調達に係る(一社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 6 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福祉部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政策室</td> <td>保健環境班</td> <td>1 (一社)県医師会及び県済生会に対する医療救護班の派遣要請 2 [略] 3 (一社)県歯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	総務部	[略]			総合防災室	—	1～4 [略] 5 プロパンガスの調達に係る(一社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 6 [略]	[略]			保健福祉部	[略]			医療政策室	保健環境班	1 (一社)県医師会及び県済生会に対する医療救護班の派遣要請 2 [略] 3 (一社)県歯	[略]		
部	課等	地方支部班	担当業務																																															
総務部	[略]																																																	
	総合防災室	—	1～4 [略] 5 プロパンガスの調達に係る(社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 6 [略]																																															
	[略]																																																	
保健福祉部	[略]																																																	
	医療政策室	保健環境班	1 (社)県医師会、県済生会に対する医療救護班の派遣要請 2 [略] 3 (社)県歯科医																																															
	[略]																																																	
部	課等	地方支部班	担当業務																																															
総務部	[略]																																																	
	総合防災室	—	1～4 [略] 5 プロパンガスの調達に係る(一社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 6 [略]																																															
	[略]																																																	
保健福祉部	[略]																																																	
	医療政策室	保健環境班	1 (一社)県医師会及び県済生会に対する医療救護班の派遣要請 2 [略] 3 (一社)県歯																																															
	[略]																																																	
1-3-87																																																		

1-3-88				師会 に対する 歯科医療救護班 の派遣要請	科医師会 に対 する 歯科医療 救護班の派遣 要請	
	商工労 働観光 部	[略]		救援物資等の緊急 輸送に係る (社) 県トラック協会 及 び赤帽岩手県軽自 動車運送協同組合 に対するあっせん 要請		救援物資等の緊 急輸送に係る (公 社) 県トラック協 会 及び赤帽岩手 県軽自動車運送 協同組合 に対す るあっせん要請
		[略]				
	県土整 備部	建築住宅課	[略]	民間賃貸住宅の情 報提供及び媒介に 係る (社) 岩手県 住宅地建物取引業協 会及び (社) 全日 本 不動産協会岩手県 本部 に対する協 力 要請		1 民間賃貸住宅 の情報提供及 び媒介に係 る (一社) 岩手 県住宅地建物取 引業協会 及 び (公社) 全日 本不動産協会 岩手県本部 に対 する協力要 請 2 民間賃貸住宅 の情報提供に 係る (公社) 全 国賃貸住宅経 営者協会連合 会 に対する協 力要請
		[略]				
1-3-89	企業部	業務課		1・2 [略]	1・2 [略] 3 東北地域にお ける工業用水 道災害等の相 互応援に関す る協定に基づ く応援要請	
	教育部	学校教育室	教育事 務所班	[略]	[略]	
		スポーツ健 康課		1 給食の実施に 係る原材料又は	給食の実施に係 る原材料又はパ	

			パン、ミルクの調達に係る（公財）県学校給食会に対するあっせん要請 2 上記物資の日本体育・学校健康センターに対するあっせん要請
[略]			

			ン、ミルクの調達に係る（公財）県学校給食会に対するあっせん要請
[略]			

1-3-90

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

[略]

- 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
[略]			
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町	[略]	
[略]			

1-3-91

[略]

2 [略]

3 都道府県の相互協力

1-3-92

- (1) 北海道・東北8道県における相互応援

ア [略]

イ 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定

- 岩手県、北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が保有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）が耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）」

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

[略]

- 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
[略]			
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	[略]	
[略]			

[略]

2 [略]

3 都道府県の相互協力

- (1) 北海道・東北8道県における相互応援

ア [略]

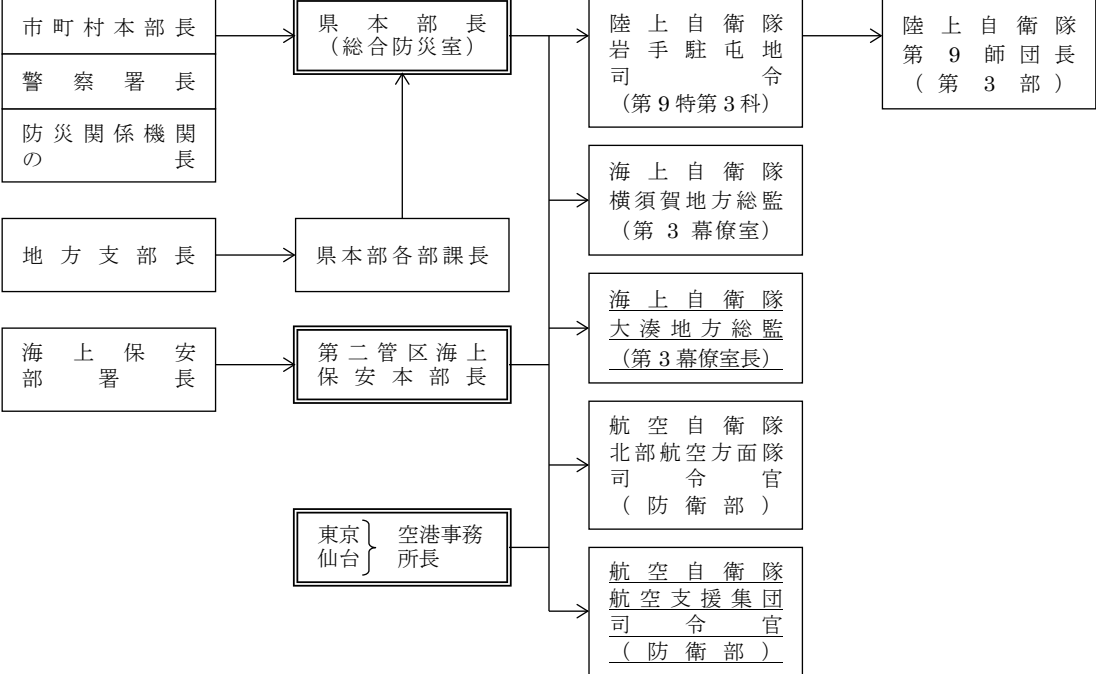
イ 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定

- 岩手県、北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が保有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）が耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）」

<p>1-3-93</p>	<p>の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に、道県は相互に応援する。</p> <p>〔消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定（資料編3-10-7）〕</p> <p>〔大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 資料編3-10-8〕</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 団体等との協力</p> <p>○ 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。</p> <p>〔関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧（資料編 3-10-9）〕</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に、道県は相互に応援する。</p> <p>〔消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定（資料編3-10-7）〕</p> <p>〔大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 資料編3-10-8〕</p> <p><u>〔大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目 資料編3-10-9〕</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 団体等との協力</p> <p>○ 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。</p> <p>〔関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧（資料編 3-10-10）〕</p> <p>6・7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 応援に係る県本部の担当業務について所要の修正をするもの</p> <p>○ 滝沢村の市制移行に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画																																
1-3-95	第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画																																
	<p>第 3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害派遣命令者</p> <p>○ 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第 83 条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。</p>																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定部隊等の長</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">連絡先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼 間</th> <th style="text-align: center;">夜間（休日を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">陸上自衛隊</td> <td style="text-align: center;">第 9 師団長</td> <td> <u>第 3 部長</u> 青森 (017) 781-0161 内線 260 </td> <td> <u>師団当直長</u> 青森 (017) 781-0161 内線 301、302 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手駐屯地司令</td> <td> 第 9 特科連隊第 3 科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235、363 </td> <td> 駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 202、302 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">海上自衛隊</td> <td style="text-align: center;">横須賀地方総監</td> <td> 第 3 幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543 </td> <td> 当直幕僚 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222、2333 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大湊地方総監</td> <td> 第 3 幕僚室長 大湊 (0175) 24-1111 内線 2213 </td> <td> 当直幕僚 大湊 (0175) 24-1111 内線 2222、2333 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">航空自衛隊</td> <td style="text-align: center;">北部航空方面隊司令官</td> <td> 運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2352~2355 </td> <td> SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204、3900 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">航空支援集団司令官</td> <td> 防衛部長、運用 2 科長 府中 (042) 362-2971 内線 2280 (防衛部長) 2530 (運用 2 科長) </td> <td> 支援集団当直室 府中 (042) 362-2971 内線 2531 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 秋田救難隊長 秋田 (018) 886-3320 内線 200 </td> <td> 秋田救難隊当直室 秋田 (018) 886-3320 内線 203、225 </td> </tr> </tbody> </table>			区 分	指定部隊等の長	連絡先		昼 間	夜間（休日を含む。）	陸上自衛隊	第 9 師団長	<u>第 3 部長</u> 青森 (017) 781-0161 内線 260	<u>師団当直長</u> 青森 (017) 781-0161 内線 301、302	岩手駐屯地司令	第 9 特科連隊第 3 科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 202、302	海上自衛隊	横須賀地方総監	第 3 幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222、2333	大湊地方総監	第 3 幕僚室長 大湊 (0175) 24-1111 内線 2213	当直幕僚 大湊 (0175) 24-1111 内線 2222、2333	航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2352~2355	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204、3900	航空支援集団司令官	防衛部長、運用 2 科長 府中 (042) 362-2971 内線 2280 (防衛部長) 2530 (運用 2 科長)	支援集団当直室 府中 (042) 362-2971 内線 2531		秋田救難隊長 秋田 (018) 886-3320 内線 200	秋田救難隊当直室 秋田 (018) 886-3320 内線 203、225
区 分	指定部隊等の長	連絡先																															
		昼 間	夜間（休日を含む。）																														
陸上自衛隊	第 9 師団長	<u>第 3 部長</u> 青森 (017) 781-0161 内線 260	<u>師団当直長</u> 青森 (017) 781-0161 内線 301、302																														
	岩手駐屯地司令	第 9 特科連隊第 3 科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 202、302																														
海上自衛隊	横須賀地方総監	第 3 幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222、2333																														
	大湊地方総監	第 3 幕僚室長 大湊 (0175) 24-1111 内線 2213	当直幕僚 大湊 (0175) 24-1111 内線 2222、2333																														
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2352~2355	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204、3900																														
	航空支援集団司令官	防衛部長、運用 2 科長 府中 (042) 362-2971 内線 2280 (防衛部長) 2530 (運用 2 科長)	支援集団当直室 府中 (042) 362-2971 内線 2531																														
		秋田救難隊長 秋田 (018) 886-3320 内線 200	秋田救難隊当直室 秋田 (018) 886-3320 内線 203、225																														
	<p>3 [略]</p>																																

頁	修 正 案																				
1-3-95	第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画																				
	第 3 実施要領																				
	1 [略]																				
	2 災害派遣命令者																				
	○ 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第 83 条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定部隊等の長</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">連絡先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼 間</th> <th style="text-align: center;">夜間（休日を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">陸上自衛隊</td> <td style="text-align: center;">岩手駐屯地司令</td> <td>第 9 特科連隊第 3 科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235</td> <td>駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 <u>490</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">海上自衛隊</td> <td style="text-align: center;">横須賀地方総監</td> <td>第 3 幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543</td> <td>当直幕僚 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">航空自衛隊</td> <td style="text-align: center;">北部航空方面隊司令官</td> <td>運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2353</td> <td>SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	指定部隊等の長	連絡先		昼 間	夜間（休日を含む。）	陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第 9 特科連隊第 3 科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 <u>490</u>	海上自衛隊	横須賀地方総監	第 3 幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222	航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2353	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204
区 分	指定部隊等の長	連絡先																			
		昼 間	夜間（休日を含む。）																		
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第 9 特科連隊第 3 科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 <u>490</u>																		
海上自衛隊	横須賀地方総監	第 3 幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222																		
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2353	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204																		
	3 [略]																				

頁	現 計 画
<p>1-3-99</p>	<p>4 災害派遣の要請手続 (1)・(2) [略] (3) 撤収の要請 ○ [略]</p> <p>[要請系統]</p>  <pre> graph TD A["市町村本部長 警察署長 防災関係機関の長"] --> B["県本部長 (総合防災室)"] C["地方支部長"] --> D["県本部各部課長"] E["海上保安部長"] --> F["第二管区海上保安本部長"] G["東京 } 空港事務所長 仙台 }"] --> H["東京 } 空港事務所長 仙台 }"] B --> I["陸上自衛隊 岩手駐屯地司令 (第9特第3科)"] D --> J["海上自衛隊 横須賀地方総監 (第3幕僚室)"] F --> K["海上自衛隊 大湊地方総監 (第3幕僚室長)"] H --> L["航空自衛隊 北部航空方面隊司令官 (防衛部)"] H --> M["航空自衛隊 航空支援集団司令官 (防衛部)"] I --> N["陸上自衛隊 第9師団長 (第3部)"] </pre> <p>[略]</p> <p>5~7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 陸上自衛隊の連絡先等について所要の修正をするもの</p>

頁	修 正 案
<p>1-3-99</p> <p>4 災害派遣の要請手続</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 撤収の要請</p> <p>○ [略]</p> <p>[要請系統]</p> <p>[略]</p> <p>5~7 [略]</p>	
<p>修正理由</p>	<p>○ 陸上自衛隊の連絡先等について所要の修正をするもの</p>

頁	現 計 画	修 正 案																						
1-3-108	<p style="text-align: center;">第 14 節 災害救助法の適用計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="288 304 826 757"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市町村本 部長</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>炊出し</u> その他による食品の給与及び飲料水の供給</td> </tr> <tr> <td>3 [略]</td> </tr> <tr> <td>4 <u>災害にかかった者</u>の救出</td> </tr> <tr> <td>5 <u>災害にかかった</u>住宅の応急修理</td> </tr> <tr> <td>6～9 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本 部長	1 [略]	2 <u>炊出し</u> その他による食品の給与及び飲料水の供給	3 [略]	4 <u>災害にかかった者</u> の救出	5 <u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理	6～9 [略]	[略]		<p style="text-align: center;">第 14 節 災害救助法の適用計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="890 304 1428 757"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市町村本 部長</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 <u>炊き出し</u> その他による食品の給与及び飲料水の供給</td> </tr> <tr> <td>3 [略]</td> </tr> <tr> <td>4 <u>被災者</u>の救出</td> </tr> <tr> <td>5 <u>被災した</u>住宅の応急修理</td> </tr> <tr> <td>6～9 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本 部長	1 [略]	2 <u>炊き出し</u> その他による食品の給与及び飲料水の供給	3 [略]	4 <u>被災者</u> の救出	5 <u>被災した</u> 住宅の応急修理	6～9 [略]	[略]	
実施機関	担当業務																							
市町村本 部長	1 [略]																							
	2 <u>炊出し</u> その他による食品の給与及び飲料水の供給																							
	3 [略]																							
	4 <u>災害にかかった者</u> の救出																							
	5 <u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理																							
	6～9 [略]																							
[略]																								
実施機関	担当業務																							
市町村本 部長	1 [略]																							
	2 <u>炊き出し</u> その他による食品の給与及び飲料水の供給																							
	3 [略]																							
	4 <u>被災者</u> の救出																							
	5 <u>被災した</u> 住宅の応急修理																							
	6～9 [略]																							
[略]																								

ページ調整

頁	現 計 画																								
1-3-109	<p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p> <p>○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合</p> <p style="text-align: right;">（平成22年10月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">市町村人口区分</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">左の区分に該当する市町村</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">法適用基準</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">小災害内規運用基準 (滅失世帯)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">市町村人口 に応じた滅 失世帯（令1 -1-1）</th> <th style="width: 15%;">県内1,500 世帯滅失で 市町村人口 に応じた滅 失世帯（令1 -1-2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>宮古市、北上市、<u>滝沢村</u></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする <u>厚生労働省令</u> で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>災害にかかった者</u> について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</p> <p>ウ [略]</p>			市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	法適用基準		小災害内規運用基準 (滅失世帯)	市町村人口 に応じた滅 失世帯（令1 -1-1）	県内1,500 世帯滅失で 市町村人口 に応じた滅 失世帯（令1 -1-2）	[略]					50,000人以上 100,000人未満	宮古市、北上市、 <u>滝沢村</u>	[略]			[略]				
市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	法適用基準				小災害内規運用基準 (滅失世帯)																			
		市町村人口 に応じた滅 失世帯（令1 -1-1）	県内1,500 世帯滅失で 市町村人口 に応じた滅 失世帯（令1 -1-2）																						
[略]																									
50,000人以上 100,000人未満	宮古市、北上市、 <u>滝沢村</u>	[略]																							
[略]																									

頁	修 正 案																						
1-3-109	<p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p> <p>○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 （市町村人口は、平成22年国勢調査に基づく）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">市町村人口区分</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">左の区分に該当する市町村</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">法適用基準</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">小災害内規運用基準 (滅失世帯)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">市町村人口 に応じた滅 失世帯(令1 -1-1)</th> <th style="width: 25%;">県内1,500 世帯滅失で 市町村人口 に応じた滅 失世帯(令1 -1-2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>宮古市、北上市、滝沢市</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">[略]</p> <p>イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする <u>内閣府令</u> で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合 <u>被災者</u> について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</p> <p>ウ [略]</p>	市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	法適用基準		小災害内規運用基準 (滅失世帯)	市町村人口 に応じた滅 失世帯(令1 -1-1)	県内1,500 世帯滅失で 市町村人口 に応じた滅 失世帯(令1 -1-2)	[略]					50,000人以上 100,000人未満	宮古市、北上市、滝沢市	[略]			[略]				
市町村人口区分	左の区分に該当する市町村			法適用基準			小災害内規運用基準 (滅失世帯)																
		市町村人口 に応じた滅 失世帯(令1 -1-1)	県内1,500 世帯滅失で 市町村人口 に応じた滅 失世帯(令1 -1-2)																				
[略]																							
50,000人以上 100,000人未満	宮古市、北上市、滝沢市	[略]																					
[略]																							

頁	現 計 画	修 正 案																												
1-3-110	<p>2 法適用の手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県本部長の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村本部長からの情報提供若しくは職員による現地調査等の結果、法の適用基準に該当する場合は、必要に応じて <u>厚生労働省社会・援護局長</u> の技術的助言を求め、法の適用を決定し、法に基づく救助の実施について、県本部各部長及び当該市町村本部長に指示する。 ○ [略] <p>災害救助法適用の手続 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> 厚 生 労 働 省 </div> <p>3 救助の実施</p> <p>法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">救助の種類</th> <th style="width: 50%;">応急対策計画の該当節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>炊出し</u> 其他による食品の給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害にかかった者</u> の救出</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	応急対策計画の該当節	[略]		<u>炊出し</u> 其他による食品の給与		[略]		<u>災害にかかった者</u> の救出		<u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理		[略]		<p>2 法適用の手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県本部長の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村本部長からの情報提供 <u>又は</u> 職員による現地調査等の結果、法の適用基準に該当する場合は、必要に応じて <u>内閣府政策統括官（防災担当）</u> の技術的助言を求め、法の適用を決定し、法に基づく救助の実施について、県本部各部長及び当該市町村本部長に指示する。 ○ [略] <p>災害救助法適用の手続 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> 内閣府 </div> <p>3 救助の実施</p> <p>法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">救助の種類</th> <th style="width: 50%;">応急対策計画の該当節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>炊き出し</u> 其他による食品の給与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>被災者</u> の救出</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>被災した</u> 住宅の応急修理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	応急対策計画の該当節	[略]		<u>炊き出し</u> 其他による食品の給与		[略]		<u>被災者</u> の救出		<u>被災した</u> 住宅の応急修理		[略]	
救助の種類	応急対策計画の該当節																													
[略]																														
<u>炊出し</u> 其他による食品の給与																														
[略]																														
<u>災害にかかった者</u> の救出																														
<u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理																														
[略]																														
救助の種類	応急対策計画の該当節																													
[略]																														
<u>炊き出し</u> 其他による食品の給与																														
[略]																														
<u>被災者</u> の救出																														
<u>被災した</u> 住宅の応急修理																														
[略]																														
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの ○ 滝沢村の市制移行に伴い、所要の整備をするもの ○ その他所要の整備をするもの 																													

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-112	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示のほか、<u>災害時要援護者等</u>、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（<u>災害時要援護者避難</u>）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示 <u>並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示</u>のほか、<u>避難行動要支援者その他</u>の特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（<u>避難行動要支援者避難</u>）情報（以下本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p>
1-3-114	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の基準及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。 ○ [略] <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の <u>災害時要援護者</u> 	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の基準及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ <u>市町村本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</u> ○ <u>県は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言する。</u> ○ 市町村本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。 ○ [略] ○ <u>実施責任者は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</u> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の <u>避難行動要支援者</u>
1-3-115	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の <u>災害時要援護者</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の <u>避難行動要支援者</u>

の住居を個別に巡回するなど、災害時要援護者に配慮した方法を併せて実施する。

○ [略]

イ 関係機関相互の連絡

○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[略]

[法令に基づく報告又は通知義務]

法令又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第60条第3項
知事	公示	災害対策基本法第60条第6項
[略]		

(4) [略]

(5) 避難の誘導

○ 市町村本部長は、あらかじめ、災害時要援護者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

○ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）の避難を優先する。

○ [略]

(6) 避難者の確認等

の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

○ [略]

イ 関係機関相互の連絡

○ 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[略]

[法令に基づく報告又は通知義務]

法令又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事	公示	災害対策基本法第60条第5項
[略]		

(4) [略]

(5) 避難の誘導

○ 市町村本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

○ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

○ 市町村は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

○ [略]

○ 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

○ 県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(6) 避難者の確認等

1-3-116

<p>1-3-118</p>	<p>○ 市町村職員、消防団員、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。</p> <p>ア 避難場所（避難所）</p> <p>① [略]</p> <p>② 特に、自力避難が困難な <u>高齢者、障がい者等</u> の安否の確認</p> <p>イ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の <u>高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等</u> に配慮した環境の確保に努める。</p> <p>○ [略]</p>	<p>○ 市町村職員、消防団員、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。</p> <p>ア 避難場所（避難所）</p> <p>① [略]</p> <p>② 特に、自力避難が困難な <u>避難行動要支援者</u> の安否の確認</p> <p>イ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の <u>要配慮者</u> に配慮した環境の確保に努める。</p> <p>○ [略]</p>
<p>1-3-119</p>	<p>(2) 避難所の運営</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(2) 避難所の運営</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画 <u>及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアル</u> に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回 <u>や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて</u>、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>1-3-120</p>	<p>5 [略]</p> <p>6 避難所以外の在宅避難者に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者</u> の安否等の確認に努め、把握した情報を市町村本部長に提供する。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>5 [略]</p> <p>6 避難所以外の在宅避難者に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者の把握</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>要配慮者</u> の安否等の確認に努め、把握した情報を市町村本部長に提供する。</p> <p>(2) [略]</p>

頁	現 計 画																								
1-3-120	<p>7 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>[略]</p> <p>○ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p>																								
1-3-121	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 439 587 479">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="587 439 836 479">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="836 439 1123 479">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1123 439 1430 479">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 479 587 712" rowspan="2">協議元市町村本部長</td> <td data-bbox="587 479 836 573">県内広域一時滞在の協議をしようとするとき</td> <td data-bbox="836 479 1123 712" rowspan="2">[略]</td> <td data-bbox="1123 479 1430 573">災害対策基本法 <u>第86条の2第2項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 573 836 712">受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="1123 573 1430 712">災害対策基本法 <u>第86条の2第6項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 712 587 846"></td> <td data-bbox="587 712 836 846">県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</td> <td data-bbox="836 712 1123 846">1 <u>協議元市町村長</u> 2～4 [略]</td> <td data-bbox="1123 712 1430 846">災害対策基本法 <u>第86条の2第7項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 846 587 1169" rowspan="2">協議先市長村長</td> <td data-bbox="587 846 836 1169" rowspan="2">受入施設を決定したとき</td> <td data-bbox="836 846 1123 1070">受入施設を管理する者及び <u>協議元市町村本部長</u> が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td data-bbox="1123 846 1430 1070">災害対策基本法 <u>第86条の2第4項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 1070 1123 1169">協議元市町村本部長</td> <td data-bbox="1123 1070 1430 1169">災害対策基本法 <u>第86条の2第5項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1169 587 1303"></td> <td data-bbox="587 1169 836 1303">県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="836 1169 1123 1303">[略]</td> <td data-bbox="1123 1169 1430 1303">災害対策基本法 <u>第86条の2第8項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の2第2項</u>	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	災害対策基本法 <u>第86条の2第6項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項		県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 <u>協議元市町村長</u> 2～4 [略]	災害対策基本法 <u>第86条の2第7項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項	協議先市長村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び <u>協議元市町村本部長</u> が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の2第4項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項	協議元市町村本部長	災害対策基本法 <u>第86条の2第5項</u>		県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の2第8項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																						
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の2第2項</u>																						
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき		災害対策基本法 <u>第86条の2第6項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項																						
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 <u>協議元市町村長</u> 2～4 [略]	災害対策基本法 <u>第86条の2第7項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項																						
協議先市長村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び <u>協議元市町村本部長</u> が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の2第4項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項																						
		協議元市町村本部長	災害対策基本法 <u>第86条の2第5項</u>																						
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の2第8項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項																						

頁	修 正 案																									
1-3-120	<p>7 広域一時滞在</p> <p>(1) 県内広域一時滞在</p> <p>[略]</p> <p>○ 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p>																									
1-3-121	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 439 587 483">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="587 439 836 483">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="836 439 1123 483">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1123 439 1430 483">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 483 587 846" rowspan="3">協議元市町村本部長</td> <td data-bbox="587 483 836 573">県内広域一時滞在の協議をしようとするとき</td> <td data-bbox="836 483 1123 846" rowspan="2">[略]</td> <td data-bbox="1123 483 1430 573">災害対策基本法 第86条の8第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 573 836 707">受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="1123 573 1430 707">災害対策基本法 第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 707 836 846">県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</td> <td data-bbox="836 707 1123 846">1 協議先市町村長 2～4 [略]</td> <td data-bbox="1123 707 1430 846">災害対策基本法 第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 846 587 1303" rowspan="3">協議先市長村長</td> <td data-bbox="587 846 836 1169" rowspan="2">受入施設を決定したとき</td> <td data-bbox="836 846 1123 1070">受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td data-bbox="1123 846 1430 1070">災害対策基本法 第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 1070 1123 1169">協議元市町村本部長</td> <td data-bbox="1123 1070 1430 1169">災害対策基本法 第86条の8第5項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1169 836 1303">県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td data-bbox="836 1169 1123 1303">[略]</td> <td data-bbox="1123 1169 1430 1303">災害対策基本法 第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>				報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 第86条の8第2項	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	災害対策基本法 第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2～4 [略]	災害対策基本法 第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項	協議先市長村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項	協議元市町村本部長	災害対策基本法 第86条の8第5項	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																							
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 第86条の8第2項																							
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき		災害対策基本法 第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項																							
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2～4 [略]	災害対策基本法 第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項																							
協議先市長村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項																							
		協議元市町村本部長	災害対策基本法 第86条の8第5項																							
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項																							

頁	現 計 画																			
1-3-121	<p>(2) 県外広域一時滞在 [略]</p>																			
1-3-122	<p>○ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告又は通知義務者</th> <th>報告又は通知の時期</th> <th>報告又は通知先</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県本部長</td> <td>県外広域一時滞在の協議をしようとするとき</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td>災害対策基本法 第86条の3第3項</td> </tr> <tr> <td>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td>災害対策基本法 第86条の3第9項</td> </tr> <tr> <td>県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき</td> <td>災害対策基本法 第86条の3第12項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">協議元市町村本部長</td> <td>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td>1 [略] 2 協議元市町村長 が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td>災害対策基本法 第86条の3第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項</td> </tr> <tr> <td>県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</td> <td>1・2 [略] 3 協議元市町村長 が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td>災害対策基本法 第86条の3第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 第86条の3第3項	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	災害対策基本法 第86条の3第9項	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	災害対策基本法 第86条の3第12項	協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 [略] 2 協議元市町村長 が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の3第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1・2 [略] 3 協議元市町村長 が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の3第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																	
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 第86条の3第3項																	
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき		災害対策基本法 第86条の3第9項																	
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき		災害対策基本法 第86条の3第12項																	
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 [略] 2 協議元市町村長 が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の3第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項																	
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1・2 [略] 3 協議元市町村長 が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の3第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項																	
1-3-123	<p>[県本部の担当]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>保健福祉班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	保健福祉企画室	保健福祉班	[略]							
部	課	地方支部班	担当業務																	
[略]																				
保健福祉部	保健福祉企画室	保健福祉班	[略]																	

頁	修 正 案																																			
1-3-121	<p>(2) 県外広域一時滞在 [略]</p>																																			
1-3-122	<p>○ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">報告又は通知義務者</th> <th style="width:25%;">報告又は通知の時期</th> <th style="width:25%;">報告又は通知先</th> <th style="width:25%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">県本部長</td> <td style="vertical-align: top;">県外広域一時滞在の協議をしようとするとき</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">[略]</td> <td style="vertical-align: top;">災害対策基本法 第86条の9第3項</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td style="vertical-align: top;">災害対策基本法 第86条の9第9項</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>県外広域一時滞在</u>の必要がなくなった旨の報告を受けたとき</td> <td style="vertical-align: top;">災害対策基本法 第86条の9第12項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">協議元市町村本部長</td> <td style="vertical-align: top;">受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td style="vertical-align: top;">1 [略] 2 <u>協議元市町村本部長</u> が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td style="vertical-align: top;">災害対策基本法 第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき</td> <td style="vertical-align: top;">1・2 [略] 3 <u>協議元市町村本部長</u> が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td style="vertical-align: top;">災害対策基本法 第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">部</th> <th style="width:25%;">課</th> <th style="width:25%;">地方支部班</th> <th style="width:25%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">保健福祉部</td> <td style="vertical-align: top;">保健福祉企画室</td> <td style="vertical-align: top;"><u>福祉班</u></td> <td style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 第86条の9第3項	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	災害対策基本法 第86条の9第9項	<u>県外広域一時滞在</u> の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	災害対策基本法 第86条の9第12項	協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 [略] 2 <u>協議元市町村本部長</u> が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1・2 [略] 3 <u>協議元市町村本部長</u> が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項	部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	保健福祉企画室	<u>福祉班</u>	[略]	[略]			
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																																	
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	[略]	災害対策基本法 第86条の9第3項																																	
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき		災害対策基本法 第86条の9第9項																																	
	<u>県外広域一時滞在</u> の必要がなくなった旨の報告を受けたとき		災害対策基本法 第86条の9第12項																																	
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 [略] 2 <u>協議元市町村本部長</u> が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項																																	
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1・2 [略] 3 <u>協議元市町村本部長</u> が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項																																	
部	課	地方支部班	担当業務																																	
[略]																																				
保健福祉部	保健福祉企画室	<u>福祉班</u>	[略]																																	
[略]																																				
1-3-123																																				

頁	現 計 画																																		
1-3-123	<p>(3) 他都道府県広域一時滞在 [略]</p> <p>○ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">報告又は通知義務者</th> <th style="width: 25%;">報告又は通知の時期</th> <th style="width: 25%;">報告又は通知先</th> <th style="width: 25%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県本部長</td> <td>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の3第8項</u></td> </tr> <tr> <td>他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の3第13項</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">協議先市町村長</td> <td>受入施設を決定したとき</td> <td>受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td>災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項</td> </tr> <tr> <td>他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td>県本部長</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の3第7項</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td rowspan="2">受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の3第14項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 25%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td><u>保健福祉班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の3第8項</u>	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	災害対策基本法 <u>第86条の3第13項</u>	協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	県本部長	災害対策基本法 <u>第86条の3第7項</u>		他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の3第14項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項		部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	保健福祉企画室	<u>保健福祉班</u>	[略]
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																																
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の3第8項</u>																																
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき		災害対策基本法 <u>第86条の3第13項</u>																																
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の3第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項																																
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	県本部長	災害対策基本法 <u>第86条の3第7項</u>																																
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の3第14項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項																																
部	課	地方支部班	担当業務																																
[略]																																			
保健福祉部	保健福祉企画室	<u>保健福祉班</u>	[略]																																
1-3-124	<p>(4) [略]</p>																																		

頁	修 正 案																																						
1-3-123	<p>(3) 他都道府県広域一時滞在 [略]</p> <p>○ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</p> <p>[法令に基づく報告又は義務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">報告又は通知義務者</th> <th style="width: 25%;">報告又は通知の時期</th> <th style="width: 25%;">報告又は通知先</th> <th style="width: 25%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県本部長</td> <td>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の9第8項</u></td> </tr> <tr> <td>他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の9第13項</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">協議先市町村長</td> <td>受入施設を決定したとき</td> <td>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の9第6項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項</td> </tr> <tr> <td>他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td>県本部長</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の9第7項</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</td> <td rowspan="2">受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</td> <td>災害対策基本法 <u>第86条の9第14項</u>、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 25%;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>保健福祉企画室</td> <td>福祉班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の9第8項</u>	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	災害対策基本法 <u>第86条の9第13項</u>	協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の9第6項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	県本部長	災害対策基本法 <u>第86条の9第7項</u>		他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の9第14項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項		部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班	[略]	[略]			
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																																				
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	[略]	災害対策基本法 <u>第86条の9第8項</u>																																				
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき		災害対策基本法 <u>第86条の9第13項</u>																																				
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の9第6項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項																																				
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	県本部長	災害対策基本法 <u>第86条の9第7項</u>																																				
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 <u>第86条の9第14項</u> 、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項																																				
部	課	地方支部班	担当業務																																				
[略]																																							
保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班	[略]																																				
[略]																																							
1-3-124	<p>(4) [略]</p>																																						

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-124	<p>8 <u>居住地以外の市町村への避難者</u> に対する情報等の提供体制</p> <p>○ [略]</p>	<p>8 <u>住民等</u> に対する情報等の提供体制</p> <p>○ <u>県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u></p> <p>○ <u>県及び市町村は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u></p> <p>○ <u>安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。</u></p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ 屋内での待避等の安全確保措置の指示について規定するもの</p> <p>○ 市町村から求めがあった場合の県の助言について規定するもの</p> <p>○ 避難勧告等の解除にあたっての安全性の確保について規定するもの</p> <p>○ 避難の際の避難行動要支援者名簿の効果的な利用について規定するもの</p> <p>○ 運送業者である指定公共機関等に対する被災者の運送の要請等について規定するもの</p> <p>○ 避難所の運営に当たっての避難所運営マニュアル及び岩手県災害派遣福祉チームの活用について規定するもの</p> <p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、安否情報の提供等について規定するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																										
1-3-125	<p style="text-align: center;">第 16 節 医療・保健計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人国立病院機構 立病院機構本部 北海道東北ブ ック事務所</u></td> <td>独立行政法人国立病院機構 各病院に係る <u>災害医療班の 編成、連絡調整並びに派遣 の支援</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(社)岩手県医師 会</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>(社)岩手県歯科 医師会</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		<u>独立行政法人国立病院機構 立病院機構本部 北海道東北ブ ック事務所</u>	独立行政法人国立病院機構 各病院に係る <u>災害医療班の 編成、連絡調整並びに派遣 の支援</u>	[略]		<u>(社)岩手県医師 会</u>	[略]	<u>(社)岩手県歯科 医師会</u>		[略]		<p style="text-align: center;">第 16 節 医療・保健計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人国 立病院機構</u></td> <td>独立行政法人国立病院機構 各病院に係る <u>医療救護活 動に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(一社)岩手県医 師会</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>(一社)岩手県歯 科医師会</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]		<u>独立行政法人国 立病院機構</u>	独立行政法人国立病院機構 各病院に係る <u>医療救護活 動に関すること。</u>	[略]		<u>(一社)岩手県医 師会</u>	[略]	<u>(一社)岩手県歯 科医師会</u>		[略]															
実施機関	担当業務																																											
[略]																																												
<u>独立行政法人国立病院機構 立病院機構本部 北海道東北ブ ック事務所</u>	独立行政法人国立病院機構 各病院に係る <u>災害医療班の 編成、連絡調整並びに派遣 の支援</u>																																											
[略]																																												
<u>(社)岩手県医師 会</u>	[略]																																											
<u>(社)岩手県歯科 医師会</u>																																												
[略]																																												
実施機関	担当業務																																											
[略]																																												
<u>独立行政法人国 立病院機構</u>	独立行政法人国立病院機構 各病院に係る <u>医療救護活 動に関すること。</u>																																											
[略]																																												
<u>(一社)岩手県医 師会</u>	[略]																																											
<u>(一社)岩手県歯 科医師会</u>																																												
[略]																																												
1-3-126	<p style="text-align: center;">[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福 祉部</td> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障がい 保健福 祉課</td> <td rowspan="2">保健環 境班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政 策室</td> <td>1 [略] 2 <u>国立病院医療 救護班</u>、<u>県済生 会医療救護班</u>及 び<u>県医師会医療 救護班</u>並びに<u>県 歯科医師会歯科 医療救護班</u>の派 遣要請 3・4 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 初動医療体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 医療救護班・歯科医療救護班の編成</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害時における医療（歯科医療を除く。）、</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				保健福 祉部	[略]			障がい 保健福 祉課	保健環 境班	[略]	医療政 策室	1 [略] 2 <u>国立病院医療 救護班</u> 、 <u>県済生 会医療救護班</u> 及 び <u>県医師会医療 救護班</u> 並びに <u>県 歯科医師会歯科 医療救護班</u> の派 遣要請 3・4 [略]	[略]				<p style="text-align: center;">[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">課等</th> <th style="width: 15%;">地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保健福 祉部</td> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障がい 保健福 祉課</td> <td rowspan="2">保健環 境班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療政 策室</td> <td>1 [略] 2 <u>国立病院機構 医療班</u>、<u>県済生 会医療救護班</u>及 び<u>県医師会医療 救護班</u>並びに<u>県 歯科医師会歯科 医療救護班</u>の派 遣要請 3・4 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 初動医療体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 医療救護班・歯科医療救護班の編成</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 災害時における医療（歯科医療を除く。）、</p>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]				保健福 祉部	[略]			障がい 保健福 祉課	保健環 境班	[略]	医療政 策室	1 [略] 2 <u>国立病院機構 医療班</u> 、 <u>県済生 会医療救護班</u> 及 び <u>県医師会医療 救護班</u> 並びに <u>県 歯科医師会歯科 医療救護班</u> の派 遣要請 3・4 [略]	[略]			
部	課等	地方支 部班	担当業務																																									
[略]																																												
保健福 祉部	[略]																																											
	障がい 保健福 祉課	保健環 境班	[略]																																									
	医療政 策室		1 [略] 2 <u>国立病院医療 救護班</u> 、 <u>県済生 会医療救護班</u> 及 び <u>県医師会医療 救護班</u> 並びに <u>県 歯科医師会歯科 医療救護班</u> の派 遣要請 3・4 [略]																																									
[略]																																												
部	課等	地方支 部班	担当業務																																									
[略]																																												
保健福 祉部	[略]																																											
	障がい 保健福 祉課	保健環 境班	[略]																																									
	医療政 策室		1 [略] 2 <u>国立病院機構 医療班</u> 、 <u>県済生 会医療救護班</u> 及 び <u>県医師会医療 救護班</u> 並びに <u>県 歯科医師会歯科 医療救護班</u> の派 遣要請 3・4 [略]																																									
[略]																																												

助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療救護班」を編成する。〔医療救護班編成表 資料編 3-16-4〕

医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準
[略]			医師 1～3名
国立医療機関	[略]		看護師 3名
[略]			事務職員兼運転手 1名

○ [略]

助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療救護班」を編成する。〔医療救護班編成表 資料編 3-16-4〕

医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準
[略]			医師 1～3名
独立行政法人国立病院機構	[略]		看護師 2～3名
[略]			事務職員兼運転手 1名

○ [略]

1-3-132

第7 災害中長期における医療体制

1 災害中長期における医療活動

○ 県本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き医療救護班等の派遣が必要である場合は、他の都道府県や日本赤十字社岩手県支部、(社)岩手県医師会、(社)岩手県歯科医師会 等関係団体に対し、応援の継続を要請する。

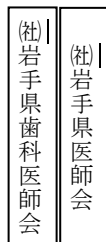
[略]

2 [略]

医療・健康管理活動の情報連絡系統図

[略]

[略]



[略]

[略]

修正理由

○ 所要の整備をするもの

第7 災害中長期における医療体制

1 災害中長期における医療活動

○ 県本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き医療救護班等の派遣が必要である場合は、他の都道府県や日本赤十字社岩手県支部、(一社)岩手県医師会、(一社)岩手県歯科医師会 等関係団体に対し、応援の継続を要請する。

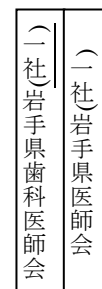
[略]

2 [略]

医療・健康管理活動の情報連絡系統図

[略]

[略]



[略]

[略]

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-143	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) [略]</p>
1-3-144	<p>(2) 供与対象者の調査、報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部の担当部、課に、それぞれの所掌事務について必要な措置をとらせる。この場合において、<u>障がい者等</u>のニーズに配慮する。 <p>(3) 建設場所の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>(4) [略]</p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、<u>災害時要援護者</u>の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。 ○ [略] <p>(6)～(8) [略]</p>	<p>(2) 供与対象者の調査、報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部の担当部、課に、それぞれの所掌事務について必要な措置をとらせる。この場合において、<u>要配慮者</u>のニーズに配慮する。 <p>(3) 建設場所の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ <u>学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。</u> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 応急仮設住宅の入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、<u>要配慮者</u>の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。 ○ [略] <p>(6)～(8) [略]</p>
1-3-145	<p>2 住宅の応急修理</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修理期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が<u>厚生労働大臣</u>の同意を得たときは期間を延長する。 <p>(5) [略]</p> <p>3 公営住宅への入居のあっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長及び市町村本部長は、<u>高齢者</u>、 	<p>2 住宅の応急修理</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 修理期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が<u>内閣総理大臣</u>の同意を得たときは期間を延長する。 <p>(5) [略]</p> <p>3 公営住宅への入居のあっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長及び市町村本部長は、<u>要配慮者</u>

	<p><u>障がい者等</u>の入居を優先する。</p> <p>○ [略]</p>	<p>の入居を優先する。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定する場合における教育活動への配慮について規定するもの</p> <p>○ 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-160	<p>第 23 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p>	<p>第 23 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p>
1-3-162	<p>5 遺体埋葬の広域調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、あらかじめ広域火葬の体制（遺体搬送体制を含む。）を整備するとともに、市町村から要請があった場合又は遺体の埋葬量が市町村の火葬能力を超えると判断される時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。 <p>6 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。 <p><u>[県内火葬場一覧表 資料編 3-23-1]</u></p>	<p>5 遺体埋葬の広域調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、あらかじめ広域火葬の体制（遺体搬送体制を含む。）を整備するとともに、市町村から要請があった場合又は遺体の埋葬量が市町村の火葬能力を超えると判断される時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。 <p><u>[県内火葬場一覧表 資料編 3-23-1]</u></p> <p><u>[岩手県広域火葬計画 資料編 3-23-2]</u></p> <p>6 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																																		
1-3-163	<p style="text-align: center;">第 24 節 応急対策要員確保計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [略]</p> <p style="text-align: center;">[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="285 439 829 801"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福 祉部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>災害救助法 <u>第24条</u> 及 び <u>第25条</u> に基づく従 事命令又は協力命 令による要員の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]				保健福 祉部	[略]		災害救助法 <u>第24条</u> 及 び <u>第25条</u> に基づく従 事命令又は協力命 令による要員の確保	<p style="text-align: center;">第 24 節 応急対策要員確保計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者） [略]</p> <p style="text-align: center;">[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="887 439 1431 801"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福 祉部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>災害救助法 <u>第7条</u> 及 び <u>第8条の規定</u> に基づく 従事命令又は協力命 令による要員の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]				保健福 祉部	[略]		災害救助法 <u>第7条</u> 及 び <u>第8条の規定</u> に基づく 従事命令又は協力命 令による要員の確保										
部	課	地方支 部班	担当業務																																	
[略]																																				
保健福 祉部	[略]		災害救助法 <u>第24条</u> 及 び <u>第25条</u> に基づく従 事命令又は協力命 令による要員の確保																																	
部	課	地方支 部班	担当業務																																	
[略]																																				
保健福 祉部	[略]		災害救助法 <u>第7条</u> 及 び <u>第8条の規定</u> に基づく 従事命令又は協力命 令による要員の確保																																	
1-3-164	<p>3 要員の従事命令等</p> <p>(1) 従事命令の執行者及び種類</p> <p>○ 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要あると認めるときに行う。</p> <table border="1" data-bbox="285 1296 821 1662"> <thead> <tr> <th>執行者</th> <th>対象作業</th> <th>命令区分</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県本部 長</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害救助 法適用作 業（災害 救助法適 用作業）</td> <td>従事命令</td> <td>災害救助法 <u>第 24 条</u></td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>災害救助法 <u>第 25 条</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	執行者	対象作業	命令区分	根拠法令	県本部 長	[略]			災害救助 法適用作 業（災害 救助法適 用作業）	従事命令	災害救助法 <u>第 24 条</u>	協力命令	災害救助法 <u>第 25 条</u>	[略]				<p>3 要員の従事命令等</p> <p>(1) 従事命令の執行者及び種類</p> <p>○ 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要あると認めるときに行う。</p> <table border="1" data-bbox="887 1296 1431 1662"> <thead> <tr> <th>執行者</th> <th>対象作業</th> <th>命令区分</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県本部 長</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害救助 法適用作 業（災害 救助法適 用作業）</td> <td>従事命令</td> <td>災害救助法 <u>第 7 条</u></td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>災害救助法 <u>第 8 条</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	執行者	対象作業	命令区分	根拠法令	県本部 長	[略]			災害救助 法適用作 業（災害 救助法適 用作業）	従事命令	災害救助法 <u>第 7 条</u>	協力命令	災害救助法 <u>第 8 条</u>	[略]			
執行者	対象作業	命令区分	根拠法令																																	
県本部 長	[略]																																			
	災害救助 法適用作 業（災害 救助法適 用作業）	従事命令	災害救助法 <u>第 24 条</u>																																	
		協力命令	災害救助法 <u>第 25 条</u>																																	
[略]																																				
執行者	対象作業	命令区分	根拠法令																																	
県本部 長	[略]																																			
	災害救助 法適用作 業（災害 救助法適 用作業）	従事命令	災害救助法 <u>第 7 条</u>																																	
		協力命令	災害救助法 <u>第 8 条</u>																																	
[略]																																				
1-3-165	<p>(2) [略]</p> <p>(3) 公用令書の交付</p> <table border="1" data-bbox="285 1753 821 2110"> <thead> <tr> <th>交付者</th> <th>命令 区分</th> <th>交付 事由</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市町村 本部長 県本部 長 指定（地 方）</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td></td> <td>災害対策基本法第 81 条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害救助法第 24 条第 4 項において準用す る同法 <u>第 23 条の 2 第</u></td> </tr> </tbody> </table>	交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令	市町村 本部長 県本部 長 指定（地 方）	[略]		災害対策基本法第 81 条		災害救助法第 24 条第 4 項において準用す る同法 <u>第 23 条の 2 第</u>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) 公用令書の交付</p> <table border="1" data-bbox="887 1753 1431 2110"> <thead> <tr> <th>交付者</th> <th>命令 区分</th> <th>交付 事由</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市町村 本部長 県本部 長 指定（地 方）</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td></td> <td>災害対策基本法 <u>第 81 条第 1 項</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害救助法第 7 条第 4 項において準用する 同法 <u>第 5 条第 2 項</u></td> </tr> </tbody> </table>	交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令	市町村 本部長 県本部 長 指定（地 方）	[略]		災害対策基本法 <u>第 81 条第 1 項</u>		災害救助法第 7 条第 4 項において準用する 同法 <u>第 5 条第 2 項</u>														
交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令																																	
市町村 本部長 県本部 長 指定（地 方）	[略]		災害対策基本法第 81 条																																	
			災害救助法第 24 条第 4 項において準用す る同法 <u>第 23 条の 2 第</u>																																	
交付者	命令 区分	交付 事由	根拠法令																																	
市町村 本部長 県本部 長 指定（地 方）	[略]		災害対策基本法 <u>第 81 条第 1 項</u>																																	
			災害救助法第 7 条第 4 項において準用する 同法 <u>第 5 条第 2 項</u>																																	

	行政機 関の長	<u>2項</u>	行政機 関の長	
修正 理由	○ 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの			

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-166</p> <p>1-3-168</p>	<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 教職員の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県立学校</p> <p>○ 災害により被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、<u>原則として、学校内で調整することとするが、学校内で調整できないときは、次により教職員を確保する。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 学用品等の給与</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県立学校</p> <p>ア 特別支援学校</p> <p>○ [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>5～9 [略]</p>	<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 教職員の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県立学校</p> <p>○ 災害により被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 学用品等の給与</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県立学校</p> <p>ア <u>中学校及び</u>特別支援学校</p> <p>○ [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>5～9 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-182	第 28 節 ライフライン施設応急対策計画 第 2 実施機関（責任者） 1～3 [略]	第 28 節 ライフライン施設応急対策計画 第 2 実施機関（責任者） 1～3 [略]																								
1-3-183	4 電気通信施設 <table border="1" data-bbox="284 488 815 898"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>KDDI（株）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [略]	実施機関	担当業務	[略]	[略]	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）		（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ		KDDI（株）		4 電気通信施設 <table border="1" data-bbox="887 488 1430 898"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンクテレコム（株）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>（株）NTTドコモ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>KDDI（株）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンクモバイル（株）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [略]	実施機関	担当業務	[略]	[略]	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）		<u>ソフトバンクテレコム（株）</u>		<u>（株）NTTドコモ</u>		KDDI（株）		<u>ソフトバンクモバイル（株）</u>	
実施機関	担当業務																									
[略]	[略]																									
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）																										
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ																										
KDDI（株）																										
実施機関	担当業務																									
[略]	[略]																									
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）																										
<u>ソフトバンクテレコム（株）</u>																										
<u>（株）NTTドコモ</u>																										
KDDI（株）																										
<u>ソフトバンクモバイル（株）</u>																										
1-3-184	第 3 実施要領 1・2 [略]	第 3 実施要領 1・2 [略]																								
1-3-188	3 上水道施設 (1) 防災活動体制 ア 給水対策本部の設置 ○ 市町村本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。 イ・ウ [略] (2)～(6) [略] 4・5 [略]	3 上水道施設 (1) 防災活動体制 ア 給水対策本部の設置 ○ 市町村本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。 <u>[応急給水資材の整備状況 資料編 3 -28-5]</u> イ・ウ [略] (2)～(6) [略] 4・5 [略]																								
修正理由	○ 指定公共機関の追加指定に伴い、所要の修正をするもの ○ その他所要の整備をするもの																									

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-210	第 32 節 防災ヘリコプター等活動計画	第 32 節 防災ヘリコプター等活動計画																
1-3-211	第 2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整	第 2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整																
	1 [略]	1 [略]																
1-3-212	2 実施機関	2 実施機関																
	<table border="1" data-bbox="292 528 818 725"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務の内容	[略]	[略]	第二管区海上保安部		[略]		<table border="1" data-bbox="893 528 1420 725"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務の内容	[略]	[略]	第二管区海上保安部		[略]	
実施機関	担当業務の内容																	
[略]	[略]																	
第二管区海上保安部																		
[略]																		
実施機関	担当業務の内容																	
[略]	[略]																	
第二管区海上保安部																		
[略]																		
	[略]	[略]																
	3 実施要領	3 実施要領																
	(1) 活動体制	(1) 活動体制																
	<p>○ ヘリコプター等を保有する防災関係機関は、それぞれの業務における災害対策活動を優先して行うとともに、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、「岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約」及び「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施する。</p> <p>〔岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約 資料編〕</p> <p>〔大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画 資料編〕</p>	<p>○ ヘリコプター等を保有する防災関係機関は、それぞれの業務における災害対策活動を優先して行うとともに、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、「岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約」、「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」及び「<u>岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画</u>」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施する。</p> <p>〔岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約 資料編 3-32-4〕</p> <p>〔大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画 資料編 3-32-5〕</p> <p>〔<u>岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画</u> 資料編 3-32-6〕</p>																
	(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]																
修正理由	<p>○ ヘリコプター等を保有する防災関係機関による災害応急対策活動等の根拠として、岩手県ヘリコプター等安全運航確保計画について規定するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																				
1-4-4	第2節 生活の安定確保計画	第2節 生活の安定確保計画																																																																				
	<p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 [略]</p>	<p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>○ <u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。</u></p> <p>○ <u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p>																																																																				
1-4-5	<p>2 被災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後<u>早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。</u></p> <p>この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>3 災害弔慰金等の支給</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、小災害見舞金交付内規（資料編5-6）に基づき、見舞金を交付する。</p>	<p>3 罹災証明の交付</p> <p>○ 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後<u>遅滞なく、被災者に罹災証明書</u>を交付する。</p> <p>この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。</p> <p>○ <u>市町村は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>4 災害弔慰金等の支給</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、小災害見舞金交付内規（資料編5-6）に基づき、見舞金を交付する。</p>																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">資金名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">支給対象</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">生計維持者</th> <th style="text-align: center;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小</td> <td style="text-align: center;">り</td> <td style="text-align: center;">災害救</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災</td> <td style="text-align: center;">災</td> <td style="text-align: center;">助法が</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">害</td> <td style="text-align: center;">見</td> <td style="text-align: center;">適用さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">見</td> <td style="text-align: center;">舞</td> <td style="text-align: center;">れない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舞</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;"><u>障害の</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">救</td> <td style="text-align: center;">発生に</td> <td style="text-align: center;"><u>災害救助法適用災害</u>に係</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	[略]				小	り	災害救	[略]	災	災	助法が		害	見	適用さ		見	舞	れない		舞	金	<u>障害の</u>		金	救	発生に	<u>災害救助法適用災害</u> に係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">資金名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">支給対象</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">生計維持者</th> <th style="text-align: center;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小</td> <td style="text-align: center;">り</td> <td style="text-align: center;">災害救</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災</td> <td style="text-align: center;">災</td> <td style="text-align: center;">助法が</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">害</td> <td style="text-align: center;">見</td> <td style="text-align: center;">適用さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">見</td> <td style="text-align: center;">舞</td> <td style="text-align: center;">れない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舞</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;"><u>災害の</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">救</td> <td style="text-align: center;">発生に</td> <td style="text-align: center;"><u>災害救助法が適用される災</u></td> </tr> </tbody> </table>	資金名	支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	[略]				小	り	災害救	[略]	災	災	助法が		害	見	適用さ		見	舞	れない		舞	金	<u>災害の</u>		金	救	発生に	<u>災害救助法が適用される災</u>
資金名	支給対象			支給額																																																																		
		生計維持者	その他の者																																																																			
[略]																																																																						
小	り	災害救	[略]																																																																			
災	災	助法が																																																																				
害	見	適用さ																																																																				
見	舞	れない																																																																				
舞	金	<u>障害の</u>																																																																				
金	救	発生に	<u>災害救助法適用災害</u> に係																																																																			
資金名	支給対象	支給額																																																																				
		生計維持者	その他の者																																																																			
[略]																																																																						
小	り	災害救	[略]																																																																			
災	災	助法が																																																																				
害	見	適用さ																																																																				
見	舞	れない																																																																				
舞	金	<u>災害の</u>																																																																				
金	救	発生に	<u>災害救助法が適用される災</u>																																																																			

	<p>助見舞金</p> <p>際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った市町村</p>	<p>る同法第23条に規定する救助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。</p>		<p>助見舞金</p> <p>際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った市町村</p>	<p>害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。</p>
1-4-6	<p><u>4</u> 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、申請を迅速かつ的確に処理するため<u>の体制</u>の整備等を図る。</p> <p>○ [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p>			<p><u>5</u> 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制</u>の整備等を図る。</p> <p>○ [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p>	
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、被災者台帳の作成について規定するもの</p> <p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、罹災証明書の交付について規定するもの</p> <p>○ 災害救助法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>				

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-11	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第2 復興方針・計画の作成</p> <p>1 計画作成組織の整備</p> <p>○ 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や <u>災害時要援護者等</u> の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 復興計画の作成 [略]</p> <p>○ 防災とアメニティの観点から、<u>既存不的確建築物</u>の解消を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 復興計画の作成</p> <p>第2 復興方針・計画の作成</p> <p>1 計画作成組織の整備</p> <p>○ 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や <u>要配慮者</u> の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 復興計画の作成 [略]</p> <p>○ 防災とアメニティの観点から、<u>既存不適格建築物</u>の解消を図る。</p>
修正理由	<p>○ 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をするもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	